

流域水害対策計画で定める事項

令和8年7月6日

貴志川流域水害対策協議会

貴志川流域の現状 過去の浸水被害の状況

- ◆ 貴志川流域では、過去から昭和28年7月洪水や昭和34年9月伊勢湾台風等の幾度かの洪水被害が発生している。
- ◆ 近年でも、平成28年、平成29年、令和元年、令和5年と連続して洪水被害が発生している。
- ◆ 特に、令和5年台風第2号では貴志川及び真国川(まくにかわ)の越水・溢水・内水により、県管理区間の河川整備計画規模(平成23年9月洪水)での浸水被害を超える甚大な浸水被害が生じた。

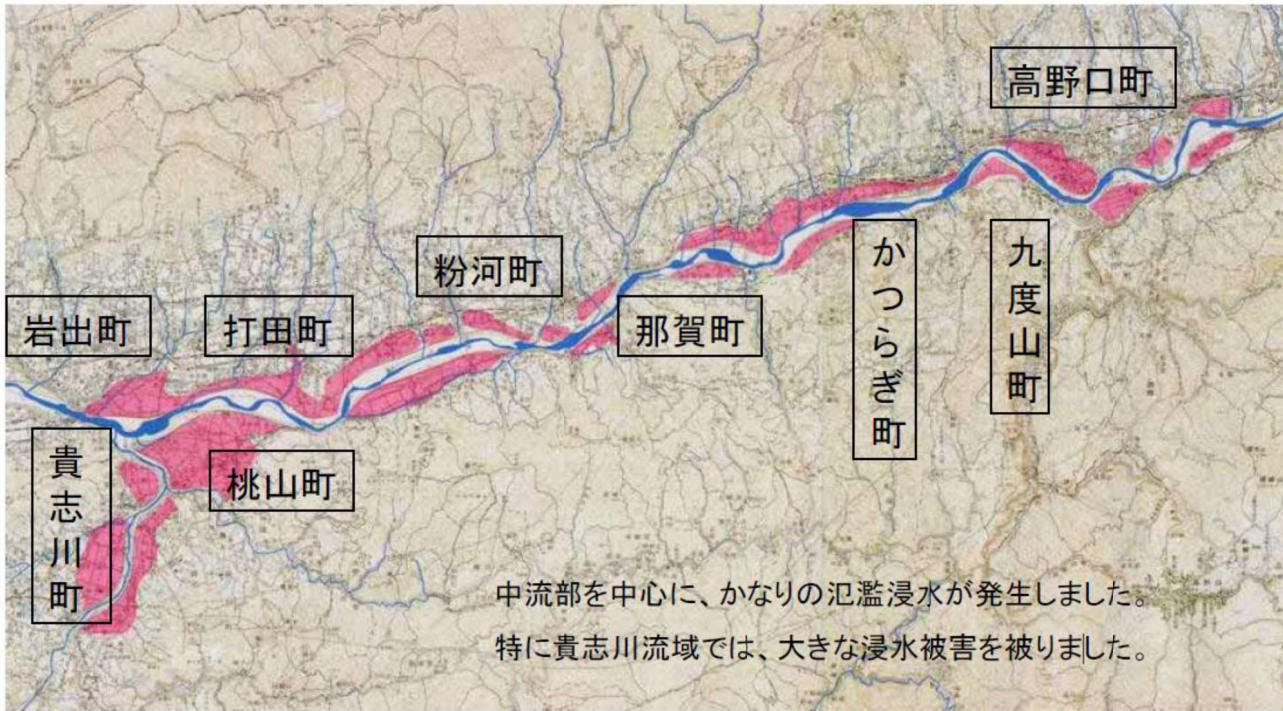
既往洪水における被害状況

河川名	発生時期		地区名	浸水面積 (ha)	被災家屋棟数			
	年度	気象			床下 浸水	床上 浸水	半壊	全壊 流出
貴志川	R05(2023)	5/30～6/5(豪雨及び台風第2号)	紀の川市・海南市	248.83	116	73	85	10
	R01(2019)	8/11～8/17(豪雨及び台風10号)	紀の川市	10.60				
	H29(2017)	10/19～10/24(台風21号)	海南市・紀の川市・紀美野町	116.83	99	128	30	
	H28(2016)	9/17～9/21(台風16号及び豪雨)	海南市	0.03	1			
	H26(2014)	7/29～8/12(台風12号・11号及び豪雨)	紀の川市	0.05	4	2		
	H25(2013)	9/14～9/17(台風18号)	海南市・紀美野町	2.29	8	15		
	H24(2012)	6/14～6/28(梅雨前線豪雨及び台風4号)	紀美野町	0.07	3			
	H23(2011)	8/30～9/7(台風12号及び豪雨)	海南市・紀の川市・紀美野町	194.21	69	57	20	8
	H13(2001)	6/18～6/30(梅雨前線豪雨)	紀の川市(貴志川町)・海南市・紀美野町(野上町・美里町)	27.28	55	20		
	H10(1998)	5/15～5/17(豪雨)	海南市	0.01	1			
	H7(1995)	6/29～7/23(梅雨)	紀美野町(野上町)	0.03	5			
	H5(1993)	9/6～9/10(台風14号)	海南市	0.01	1			
	H1(1989)	8/31～9/16(豪雨、落雷)	海南市	0.01	3			
	S50(1975)	8/5～8/25(豪雨及び暴風雨)		0.01	19			1
丸田川	S44(1969)	6/20～7/14(梅雨前線豪雨)	海南市	—	406		36	
	R05(2023)	5/30～6/5(豪雨及び台風第2号)	紀の川市	35.97	40	2	1	
柘榴川	S53(1978)	6/7～7/5(台風3号及び豪雨)	紀の川市(桃山町)	0.01	5			
野田原川	H13(2001)	6/18～6/30(梅雨前線豪雨)	紀の川市(桃山町)	0.02	4			
	S50(1975)	8/5～8/25(豪雨及び暴風雨)	紀の川市(桃山町)	0.01	28			
町通川	S50(1975)	8/5～8/25(豪雨及び暴風雨)	紀の川市(貴志川町)	0.01	4			
真国川	R05(2023)	5/30～6/5(豪雨及び台風第2号)	紀の川市・紀美野町	40.22	21	5	41	6
	H23(2011)	8/30～9/7(台風12号及び豪雨)	紀の川市・紀美野町	1.52	13	20	7	3
	H13(2001)	6/18～6/30(梅雨前線豪雨)	紀美野町(野上町)	0.06	5			
	S44(1969)	6/20～7/14(梅雨前線豪雨)	紀美野町(野上町)	0.01	15			1
梅本川	S44(1969)	6/20～7/14(梅雨前線豪雨)	紀美野町(野上町)	0.01	10		3	
柴目川	H10(1998)	5/15～5/17(豪雨)	紀美野町(野上町)	0.01	1			

出典: 水害統計調査(国土交通省水管理・国土保全局)

貴志川流域の現状 過去の浸水被害の状況(昭和28年7月洪水)

- ◆ 昭和28年7月17日夜から18日朝にかけて、県北部では梅雨前線による豪雨(南紀豪雨)が発生した。雷を伴った所が多く、短時間の大雨となったため、未曾有ともいわれる惨禍をもたらした。豪雨は8日未明に最も激しく、有田、日高両郡東部から奈良県南部は24時間雨量400mm以上にも及び、しかも、そのほとんどの雨は18日未明の数時間内に集中したため、有田川、日高川、貴志川など、急に増水し大洪水となった。
- ◆ この洪水を契機として昭和29年2月に「紀の川改修計画(第一次改訂)」が策定され、**国管理区間の河川整備が実施**された。



1/50,000地形図より



貴志川流域の現状 過去の浸水被害の状況(平成13年6月洪水)

- ◆ 平成13年6月、梅雨前線が停滞し、貴志川の流域平均雨量は117.9mm/6hrを記録した。
- ◆ この大雨により、貴志川の県管理区間の3水位観測所(永宝橋(えいほうばし)、小川橋(おがわばし)、野上橋(のがみばし))で氾濫危険水位を大きく上回る水位を観測した。(観測最高水位:永宝橋5.24m、小川橋7.99m、野上橋8.12m)
- ◆ 貴志川、野田原川(のだはらがわ)、真国川(まくにかわ)沿川で浸水被害が生じた。(水害統計に準拠)



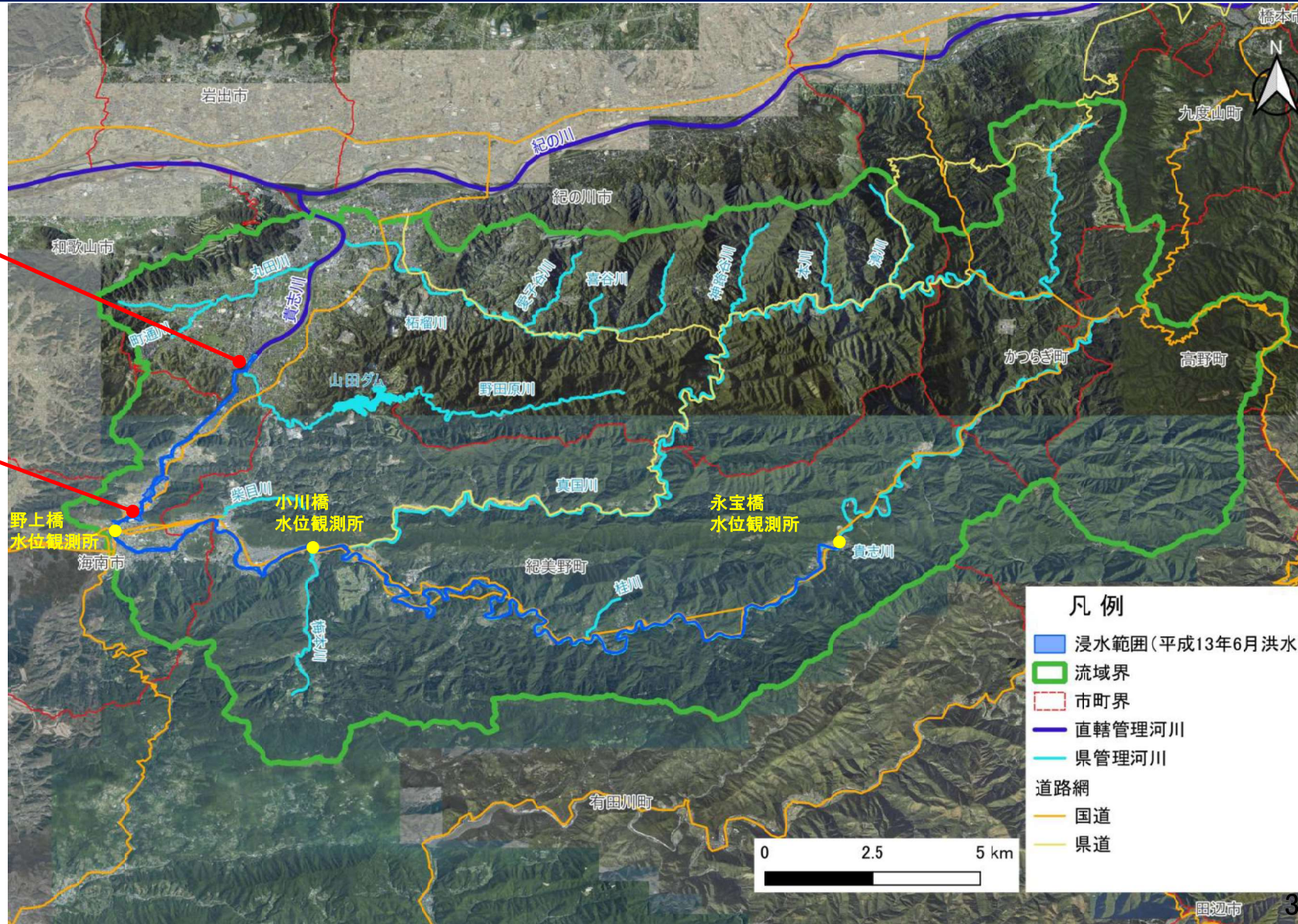
もろいぜき
諸井堰付近

出典:国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所, “資料-2 スライド集”. H13.9.6, 第3回 紀の川流域委員会.
https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/ryuiki_iinkai/ryuiki/comm03/pdf/slide/slide2/s103_19b-20.pdf, (参照 2025-4-29).



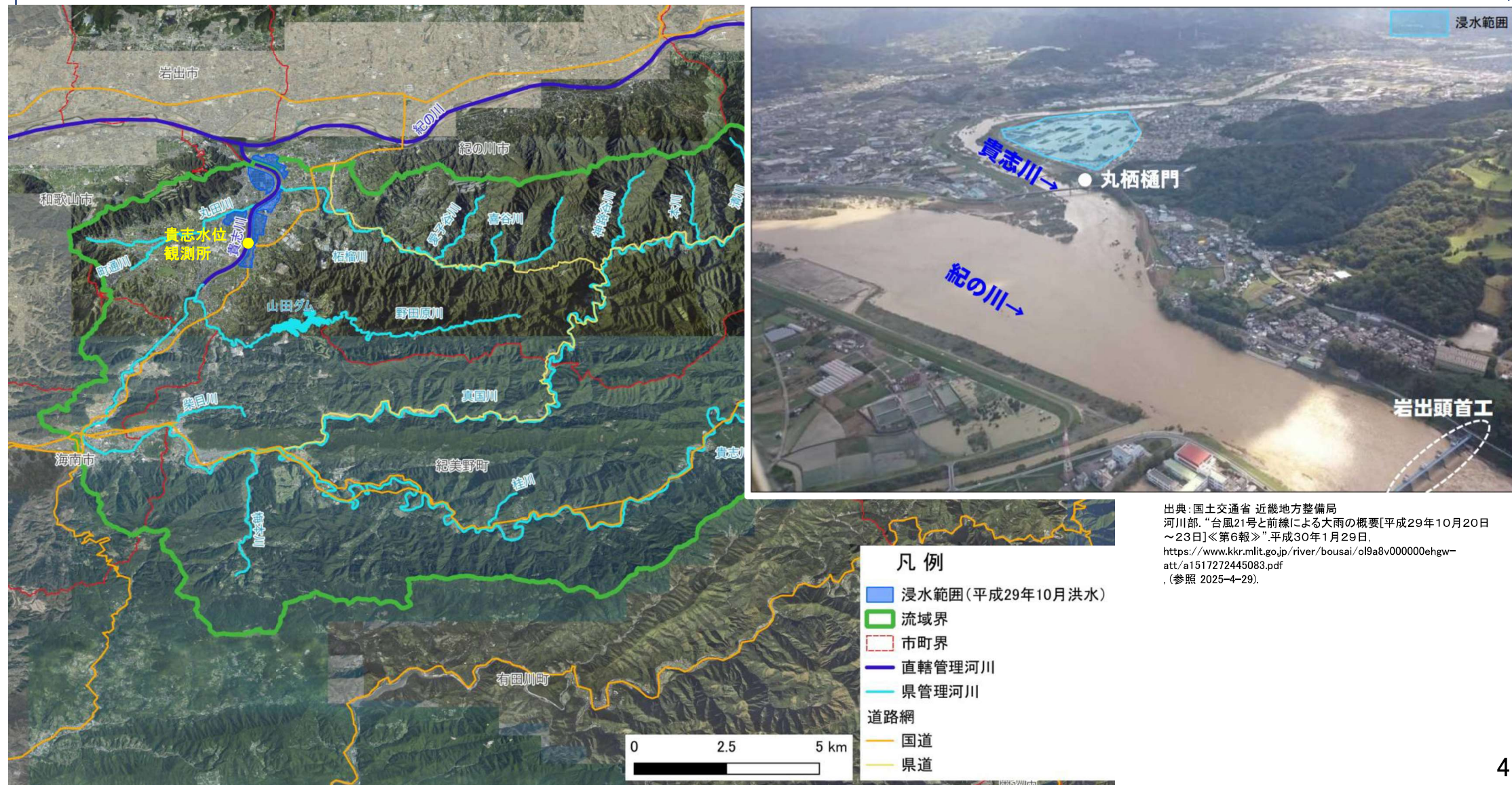
国道424号冠水状況

出典:和歌山県, “紀の川水系貴志川圏域河川整備計画”. 平成29年3月,
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/keikaku/seibikeikaku_d/fil/kisigawa_keikaku.pdf, (参照 2025-4-29).



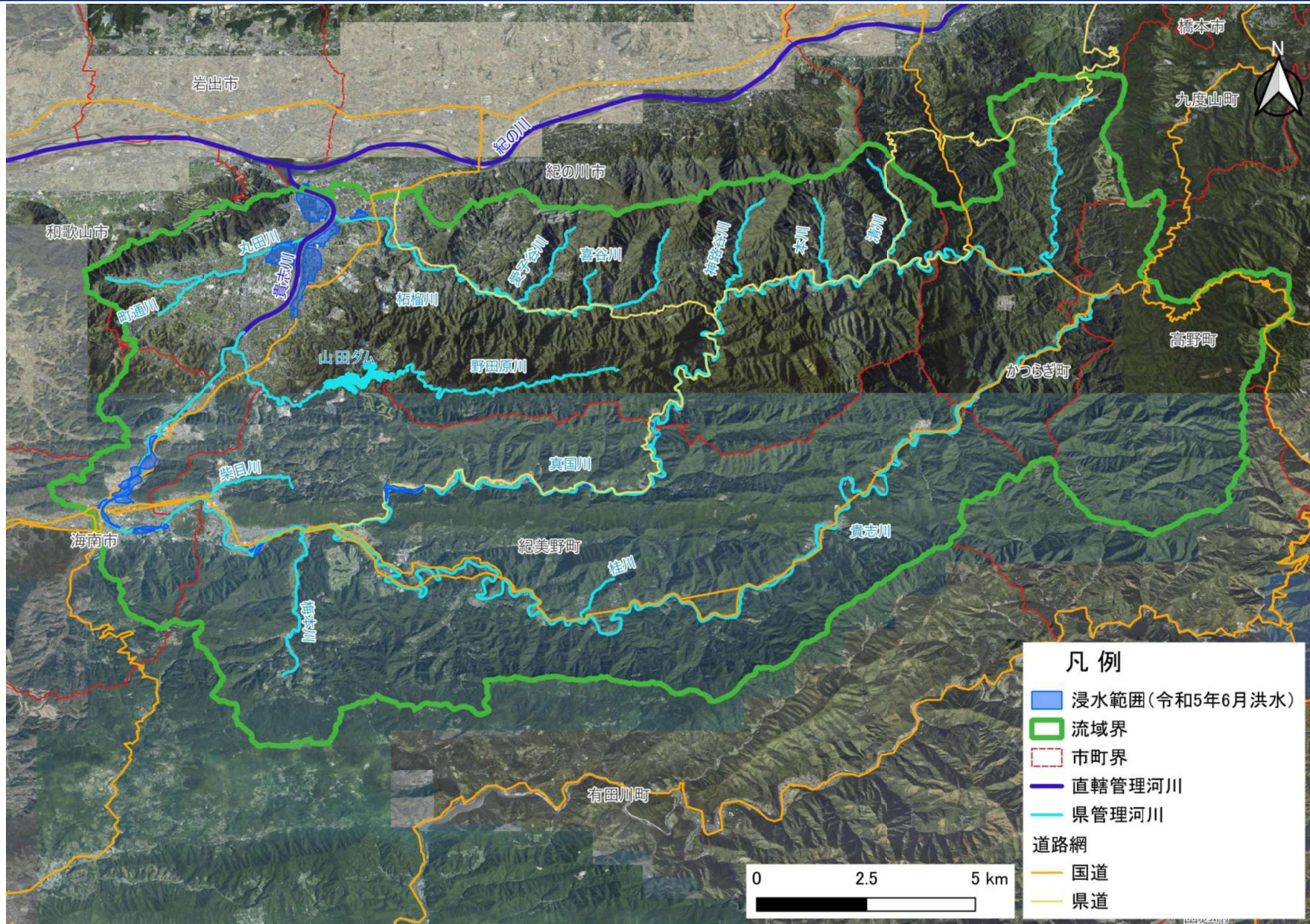
貴志川流域の現状 過去の浸水被害の状況(平成29年10月洪水)

- ◆平成29年10月、断続的な降雨の後、超大型台風21号が近畿に最接近し、近畿全域で非常に激しい雨が降り、貴志川流域平均雨量は120.8mm/6hrを記録した。
- ◆この大雨により、国が設置した貴志水位観測所では最高水位5.43mを観測し、避難判断水位5.5mに迫る水位を観測した。紀の川市貴志川町丸栖(まるす)地先では、紀の川本川の背水の影響を受けて、大規模な内水浸水が生じた。
(浸水面積 約40ha、家屋浸水70戸(床上浸水35戸、床下浸水35戸))



貴志川流域の現状 過去の浸水被害の状況(令和5年6月洪水)

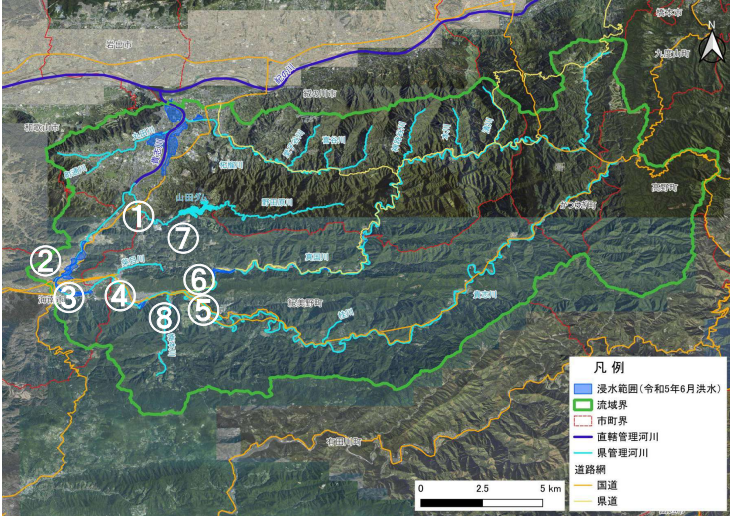
- ◆ 国管理区間の貴志川では内水氾濫が、県管理区間の貴志川及び支川では広範囲で外水氾濫が発生した。
- ◆ 人的被害が生じ、国道424号線等が冠水により通行止めとなり、被災家屋が400戸（床上浸水80戸、床下浸水177戸、半壊127戸、全壊流出16戸）の浸水被害が発生した。



貴志川流域の現状 過去の浸水被害の状況(令和5年6月洪水)



① 貴志川 海南市野上中地区



⑥ 真国川 紀美野町釜滝地区



② 貴志川 海南市野上中地区



④ 貴志川 紀美野町下佐々地区



⑦ 長谷川 紀美野町長谷地区

出典②:和歌山県海南市。“「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害」の記録”。令和6年3月末現在。
<https://www.city.kainan.lg.jp/material/files/group/46/kirikur6nen3gatsu.pdf>, (参照 2025-4-29).
①、③:和歌山県「令和5年度県債河調第10号～2 日方川外河川調査検討業務 第五回中間打合せ資料」(令和6年4月19日)
④～⑧:和歌山県紀美野町。“令和5年6月大雨災害の記録”。令和6年3月。
https://www.town.kimino.wakayama.jp/material/files/group/2/202306saiga_doc.pdf, (参照 2025-4-29).



③ 貴志川 海南市棕木地区



⑤ 貴志川 紀美野町福田地区



⑧ 梅本川 紀美野町福井地区

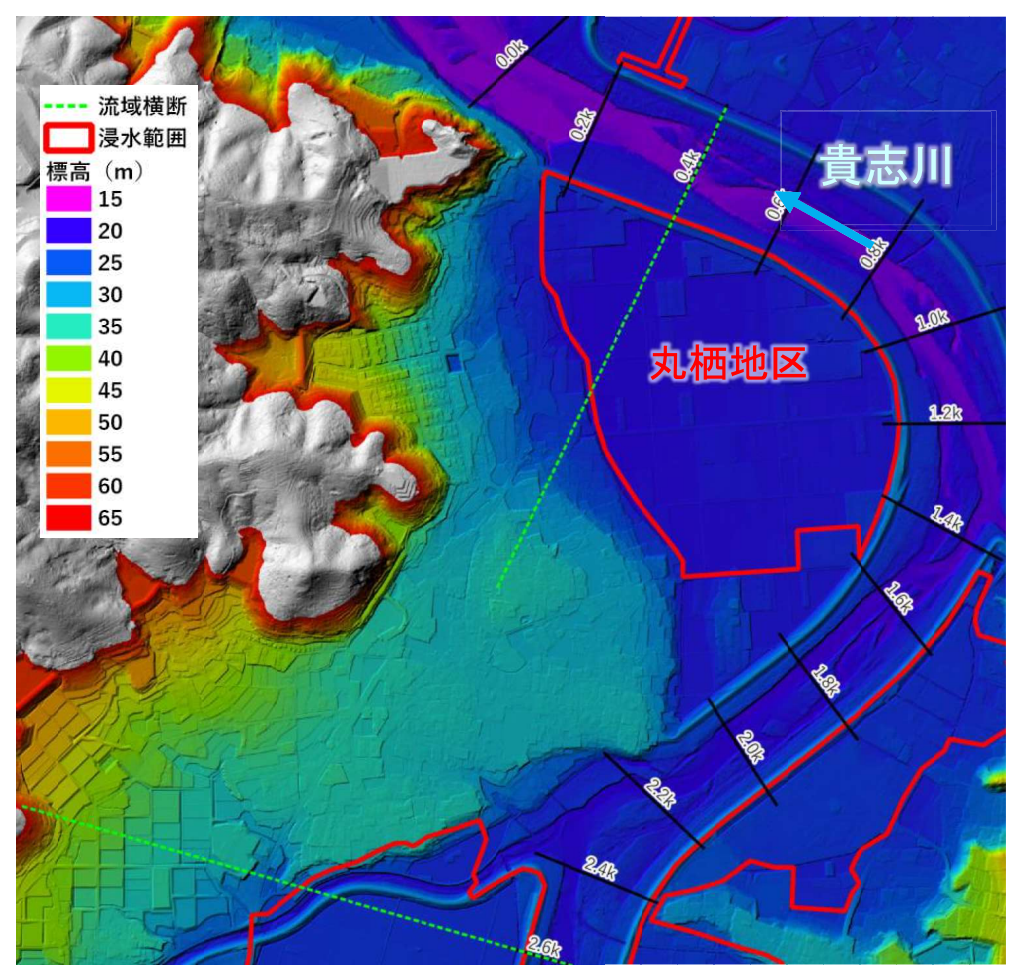
貴志川流域の現状 国管理区間沿川の地形特性

- ◆ 国管理区間では、整備計画目標に対する河川改修が完了しており、貴志川及び支川の柘榴川(ざくろがわ)、丸田川(まるたがわ)は築堤河道である。これらの区間に合流する水路には樋門が設置されており、合流先の貴志川や支川の水位上昇に伴い樋門が閉鎖すると、排水不良により内水(湛水)被害が頻発している。
- ◆ 内水が発生する主な地区は、丸栖(まるす)地区、前田(まえだ)地区、調月(つかつき)地区の3地区である。

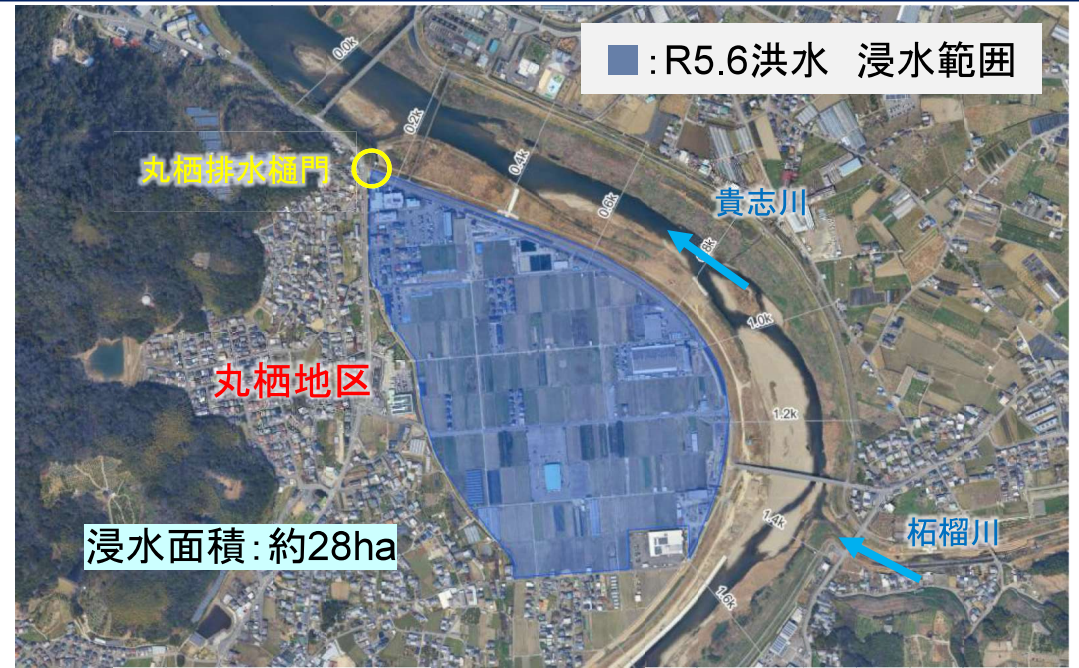


貴志川流域の現状 国管理区間沿川の地形特性

- ◆ 丸栖(まるす)地区は、紀の川本川の背水影響等により、貴志川の水位が上昇し、丸栖排水樋門が閉鎖することで、内水被害が生じる。
- ◆ R5.6洪水やH29.10洪水時にも内水被害が発生している。

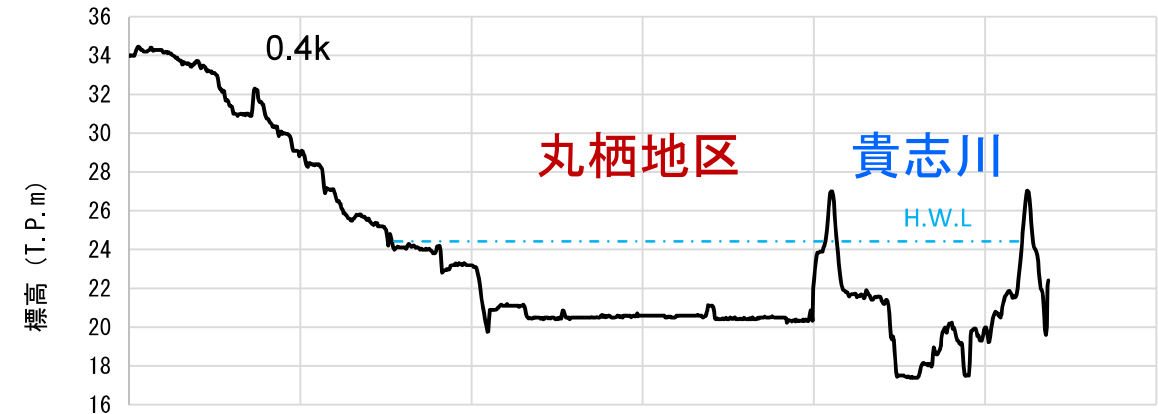


地盤高彩色図



航空写真

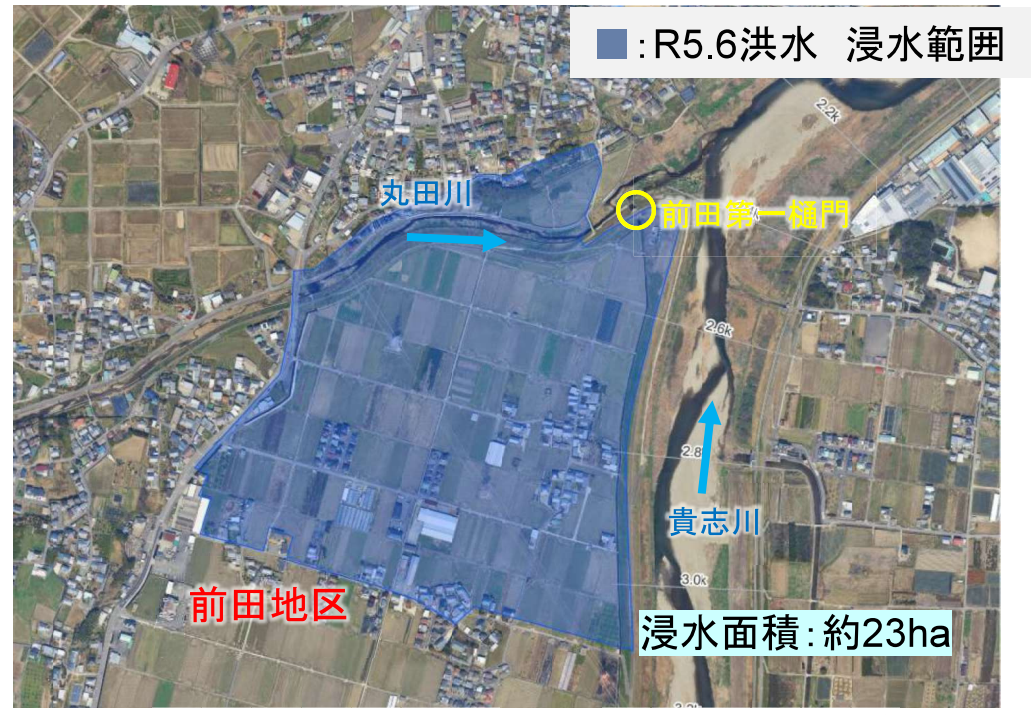
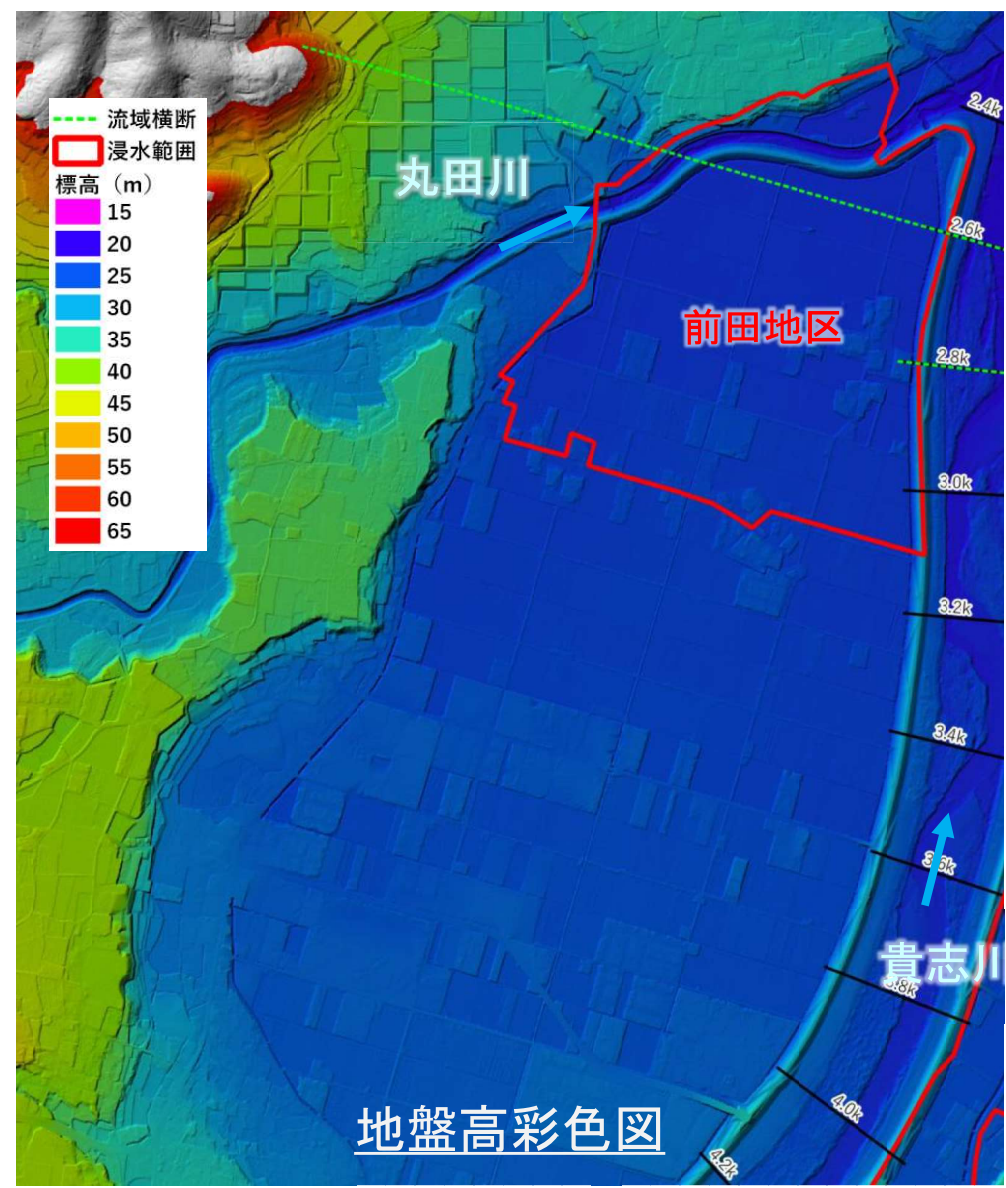
※浸水面積はGISで計測



流域横断図

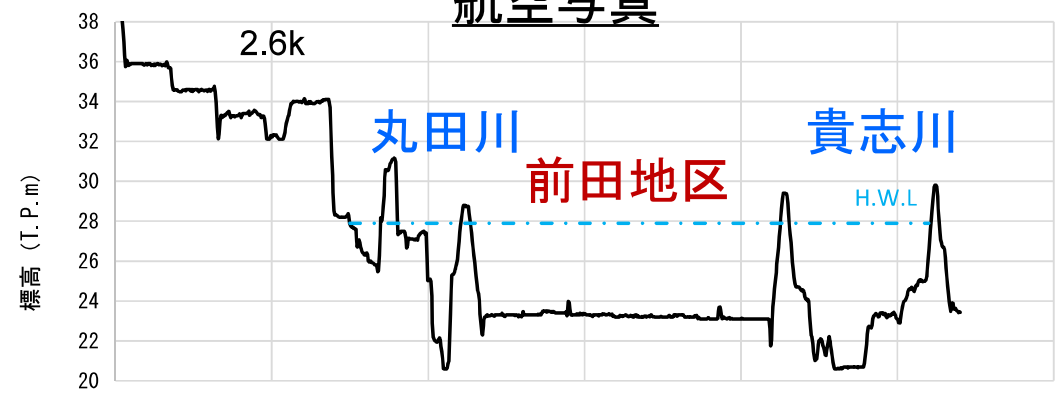
貴志川流域の現状 国管理区間沿川の地形特性

- ◆ 前田(まえだ)地区は、貴志川と丸田川の堤防に挟まれた区間であり、貴志川の水位や貴志川の背水影響等により丸田川の水位が上昇し、前田第一樋門が閉鎖することで、内水被害が生じる。
- ◆ R5.6洪水やH29.10洪水時にも内水被害が発生している。



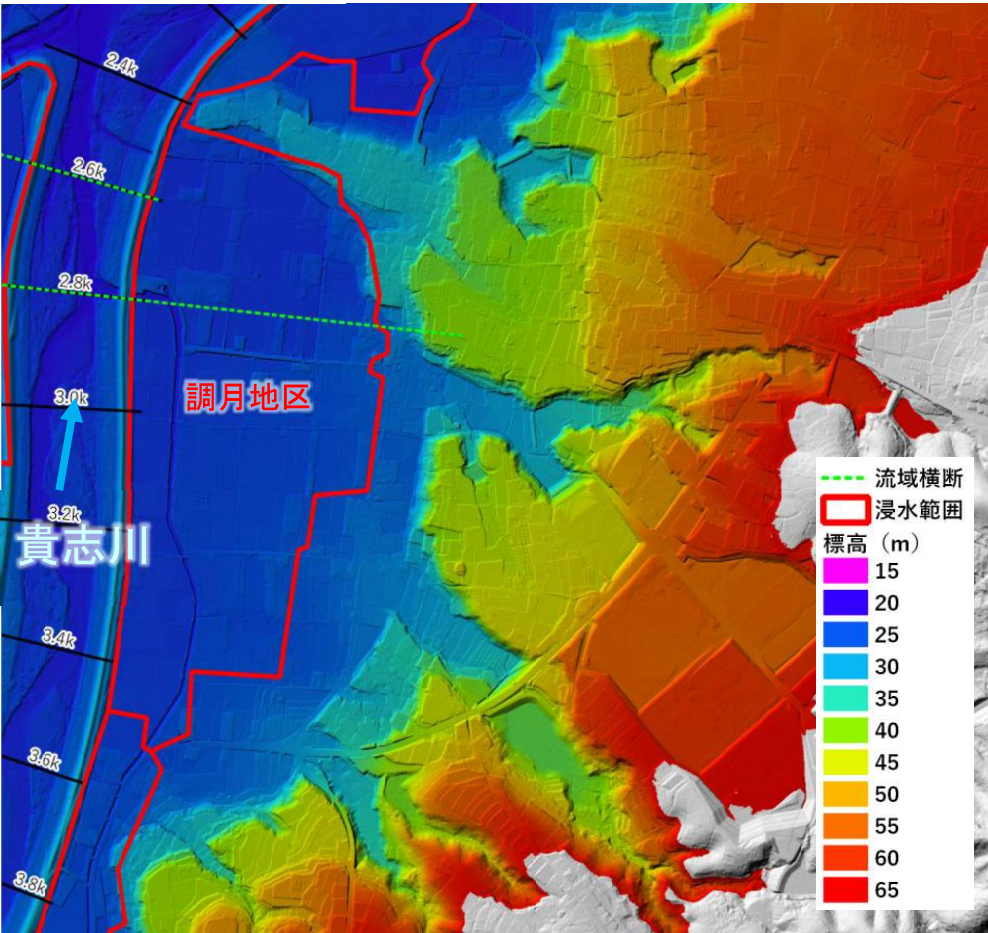
航空写真

※浸水面積はGISで計測

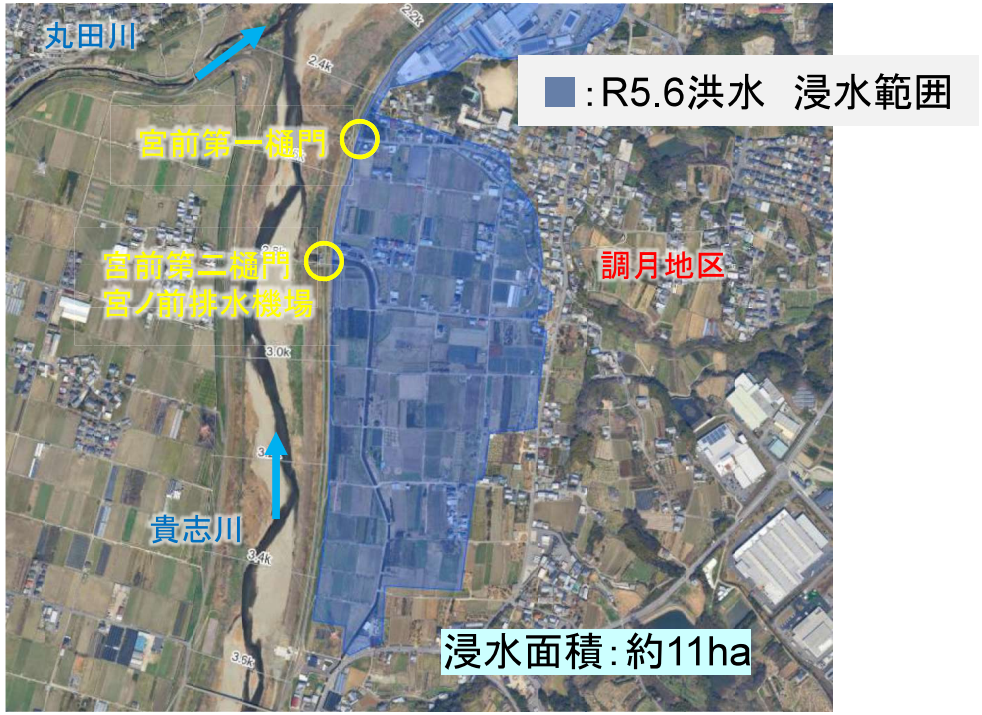


貴志川流域の現状 国管理区間沿川の地形特性

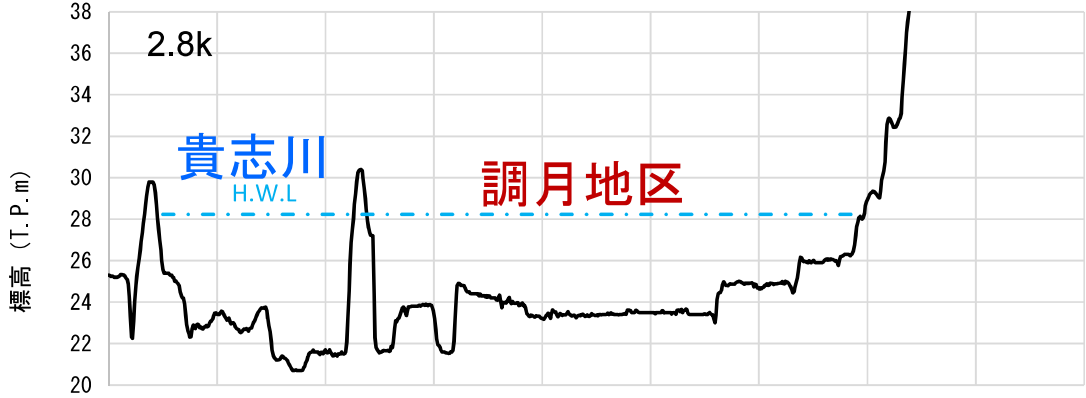
- ◆ 調月(つかつき)地区は、貴志川の水位が上昇し、宮前第一樋門・宮前第二樋門が閉鎖することで、内水被害が生じる。
- ◆ R5.6洪水やH29.10洪水時にも内水被害が発生している。



地盤高彩色図



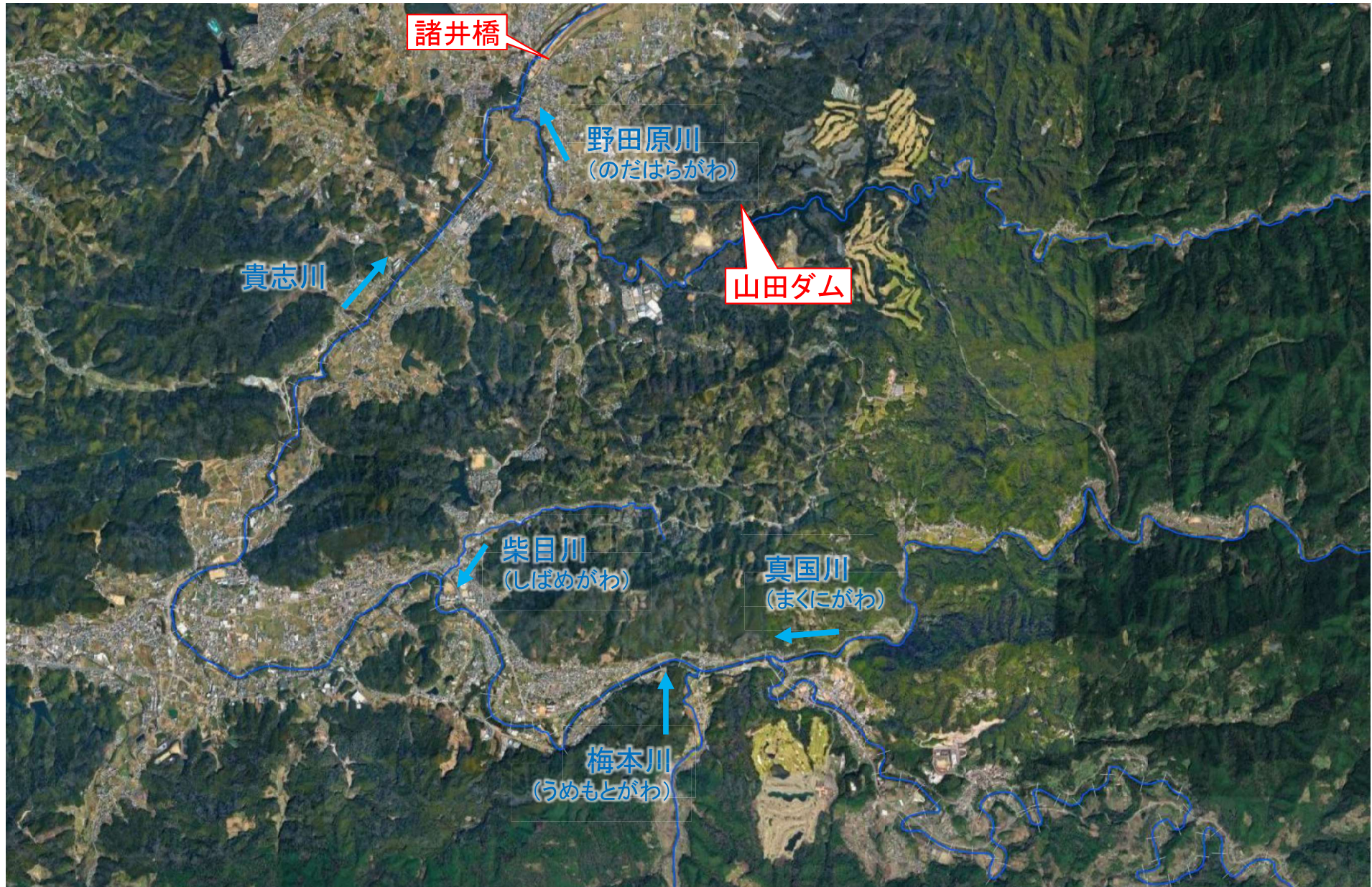
航空写真 ※浸水面積はGISで計測



流域横断面図

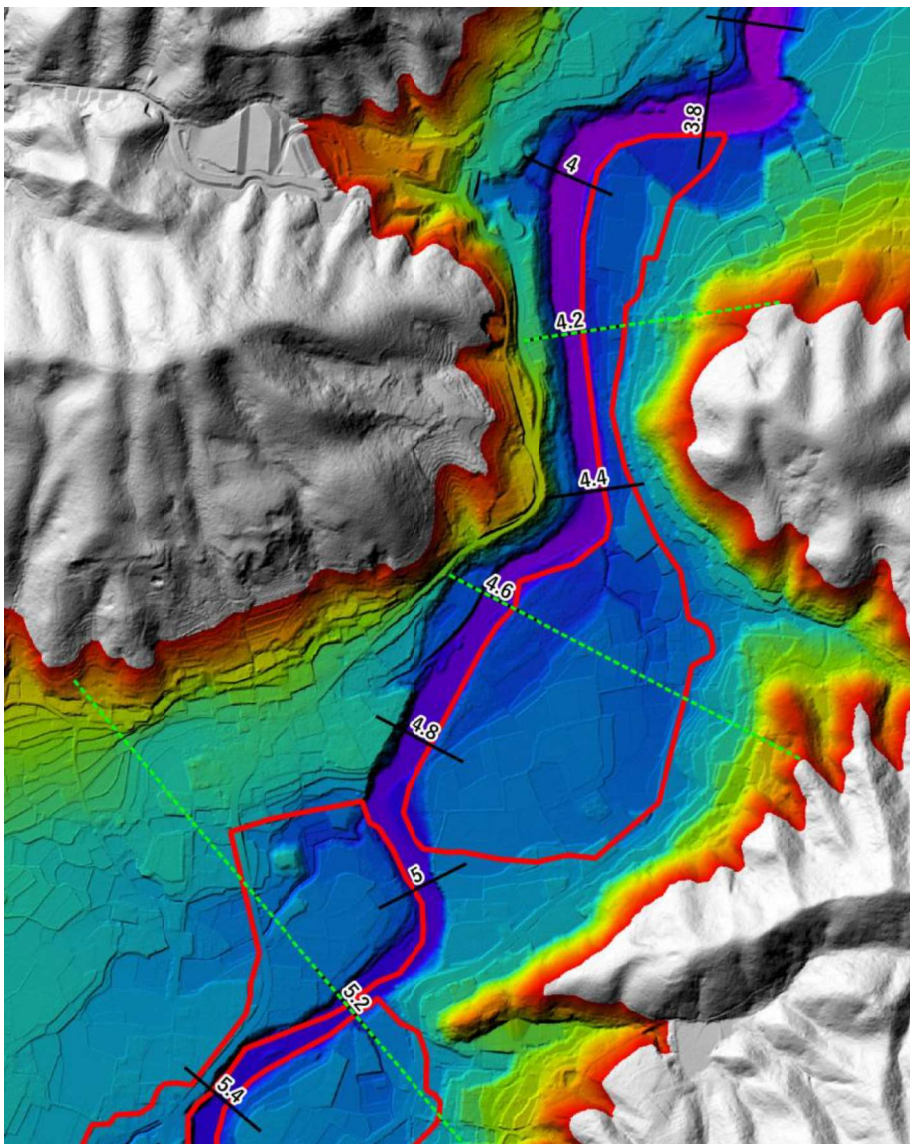
貴志川流域の現状 県管理区間沿川の地形特性

- ◆ 諸井橋(もろいばし)から上流の県管理区間は概ね堀込河道です。
- ◆ 未改修区間では流下能力不足により氾濫(溢水)が生じており、県の河川整備計画において築堤、河道拡幅、河道掘削を位置付けています。



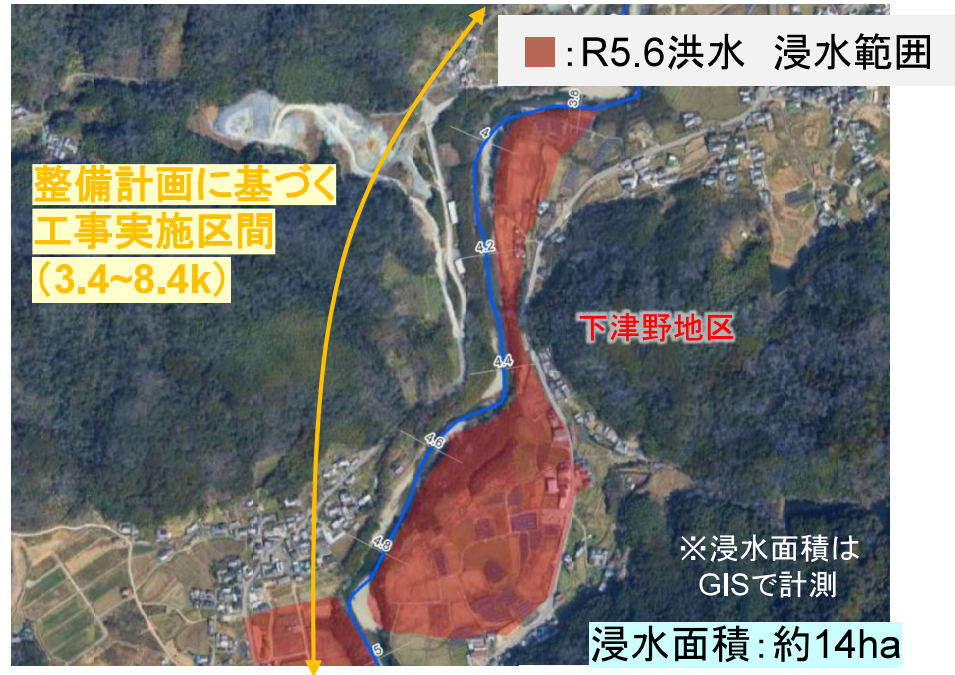
貴志川流域の現状 県管理区間沿川の地形特性

- ◆ 下津野(しもつの)地区は、流下能力不足による貴志川からの溢水により外水被害が生じる。
- ◆ R5.6洪水やH13.6洪水時にも外水被害が発生している。
- ◆ 当該地区付近の4.2k～4.8kは県の河川整備計画における整備区間(河道拡幅、築堤、河道掘削)に設定されている。

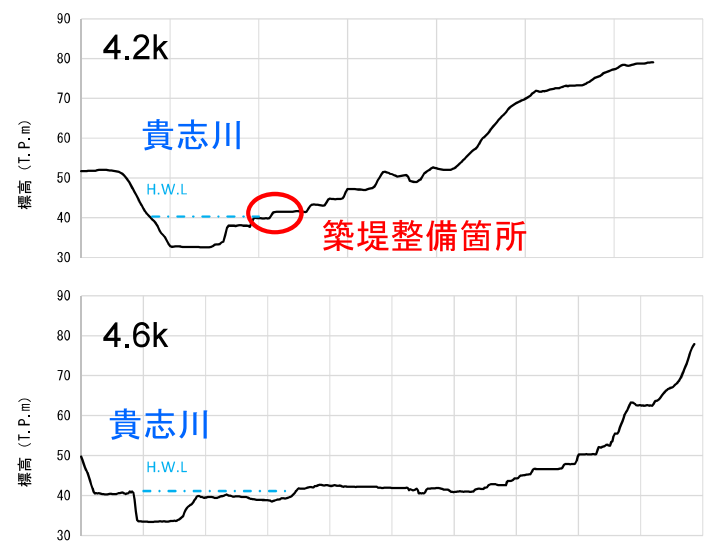


地盤高彩色図

航空写真

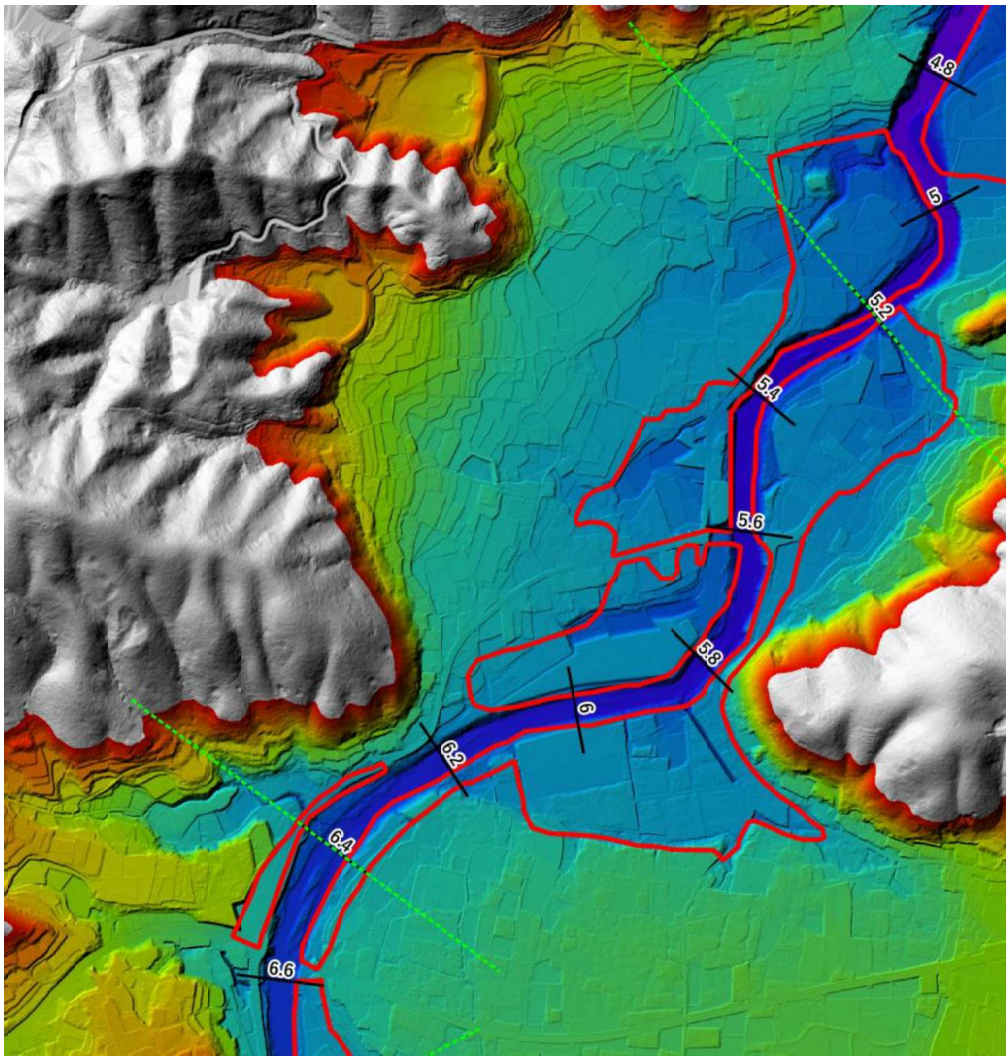


流域横断図

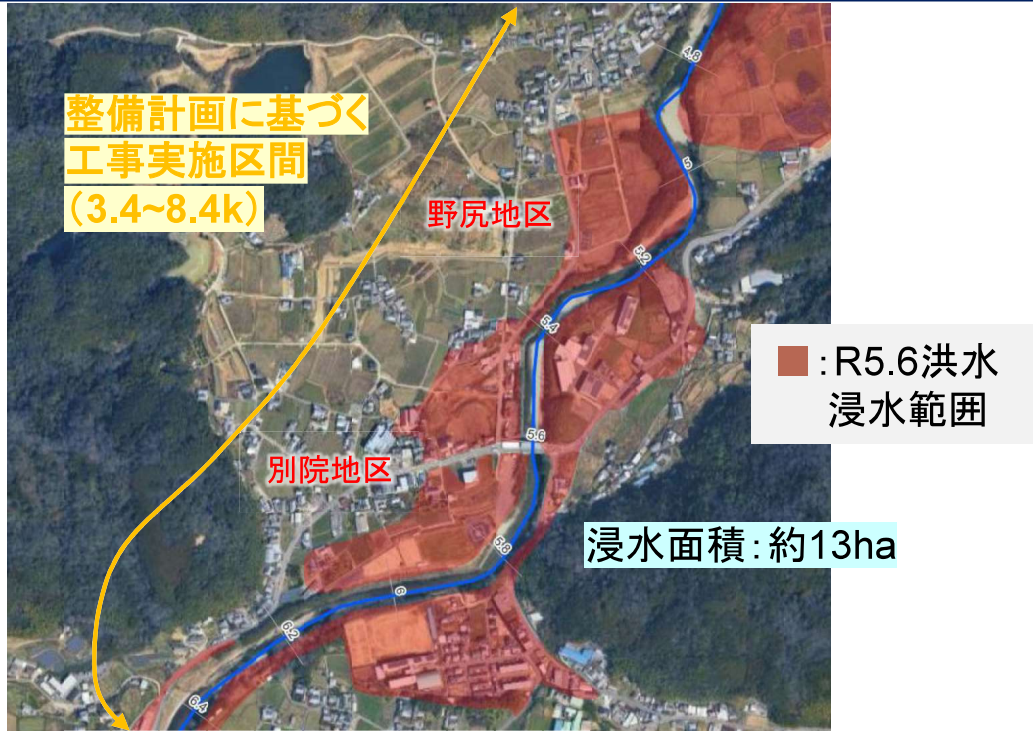
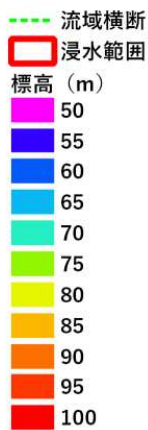


貴志川流域の現状 県管理区間沿川の地形特性

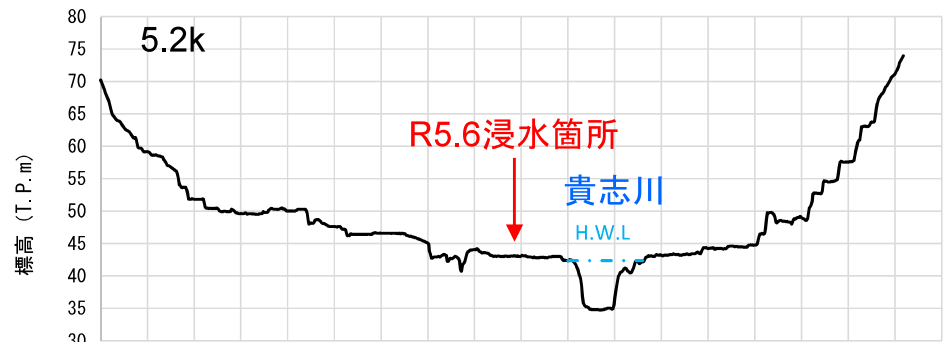
- ◆ 野尻(のじり)地区は、流下能力不足による貴志川からの溢水により外水被害が生じる。
- ◆ R5.6洪水やH13.6洪水時にも外水被害が発生している。
- ◆ 当該地区付近の5.0k～6.2kは県の河川整備計画における整備区間(河道拡幅、築堤、河道掘削)に設定されている。



地盤高彩色図



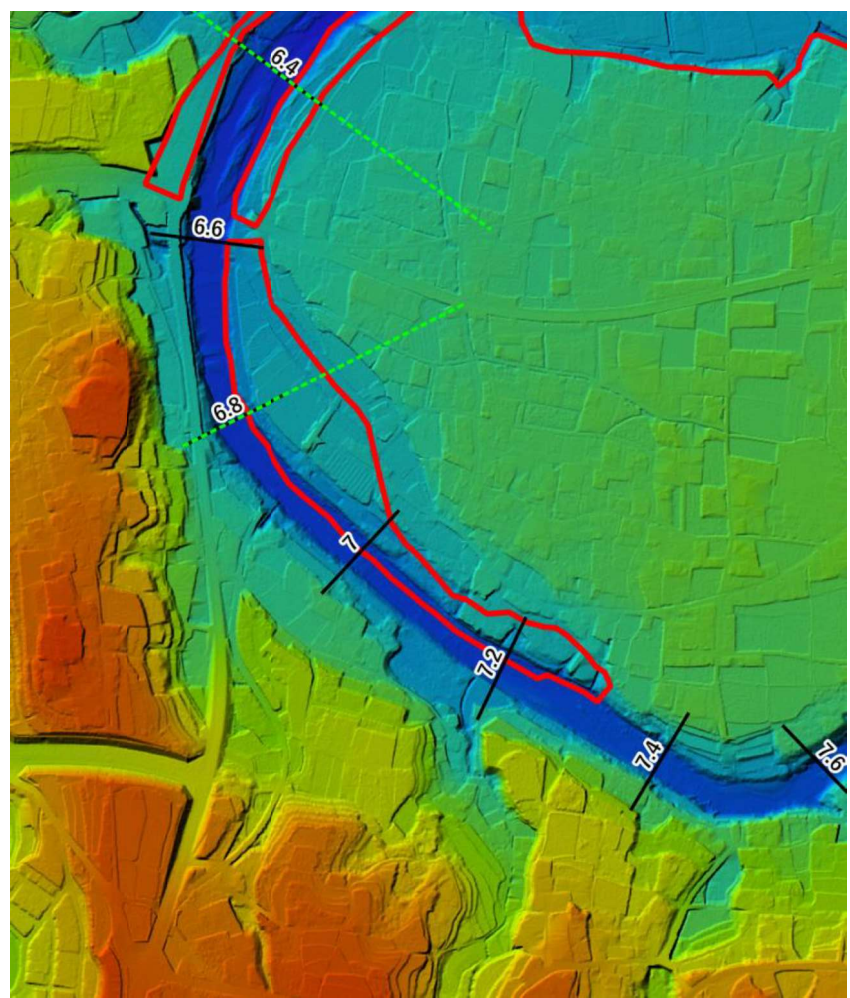
航空写真 ※浸水面積はGISで計測



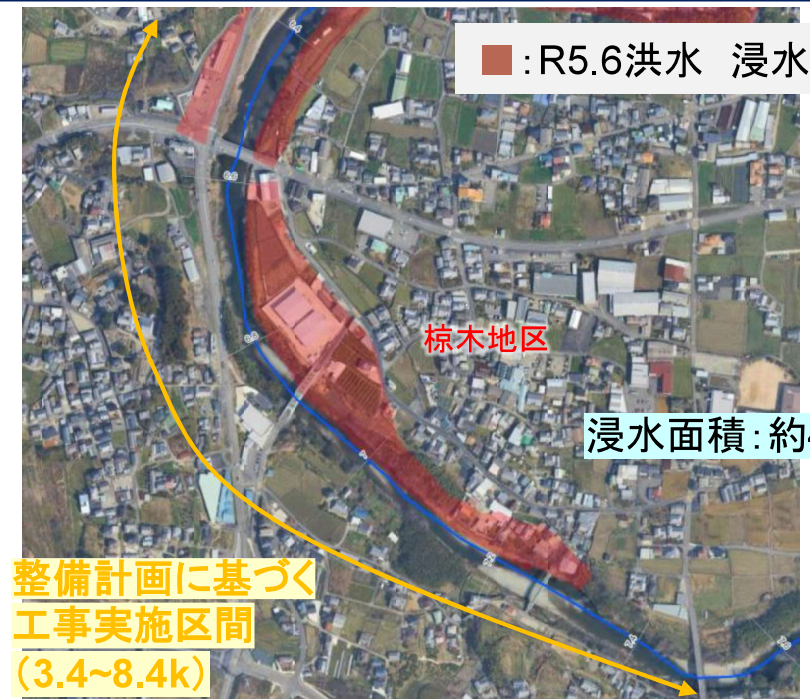
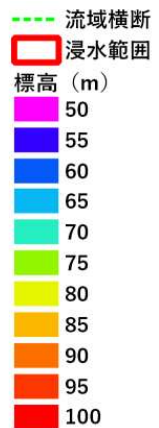
流域横断面図

貴志川流域の現状 県管理区間沿川の地形特性

- ◆ 棕木(むくのき)地区は、流下能力不足による貴志川からの溢水により外水被害が生じる。
- ◆ R5.6洪水やH13.6洪水時にも外水被害が発生している。
- ◆ 当該地区付近の6.6k～7.4kは県の河川整備計画における整備区間(河道拡幅、築堤、河道掘削)に設定されている。



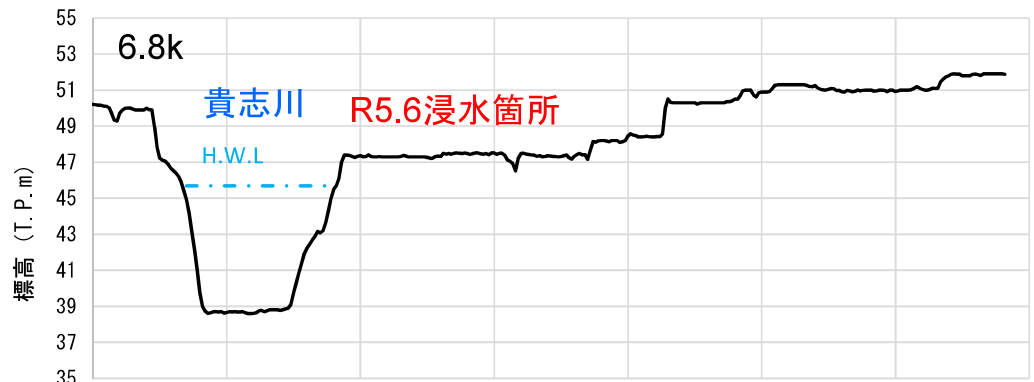
地盤高彩色図



航空写真 ※浸水面積はGISで計測

整備計画に基づく
工事実施区間
(3.4~8.4k)

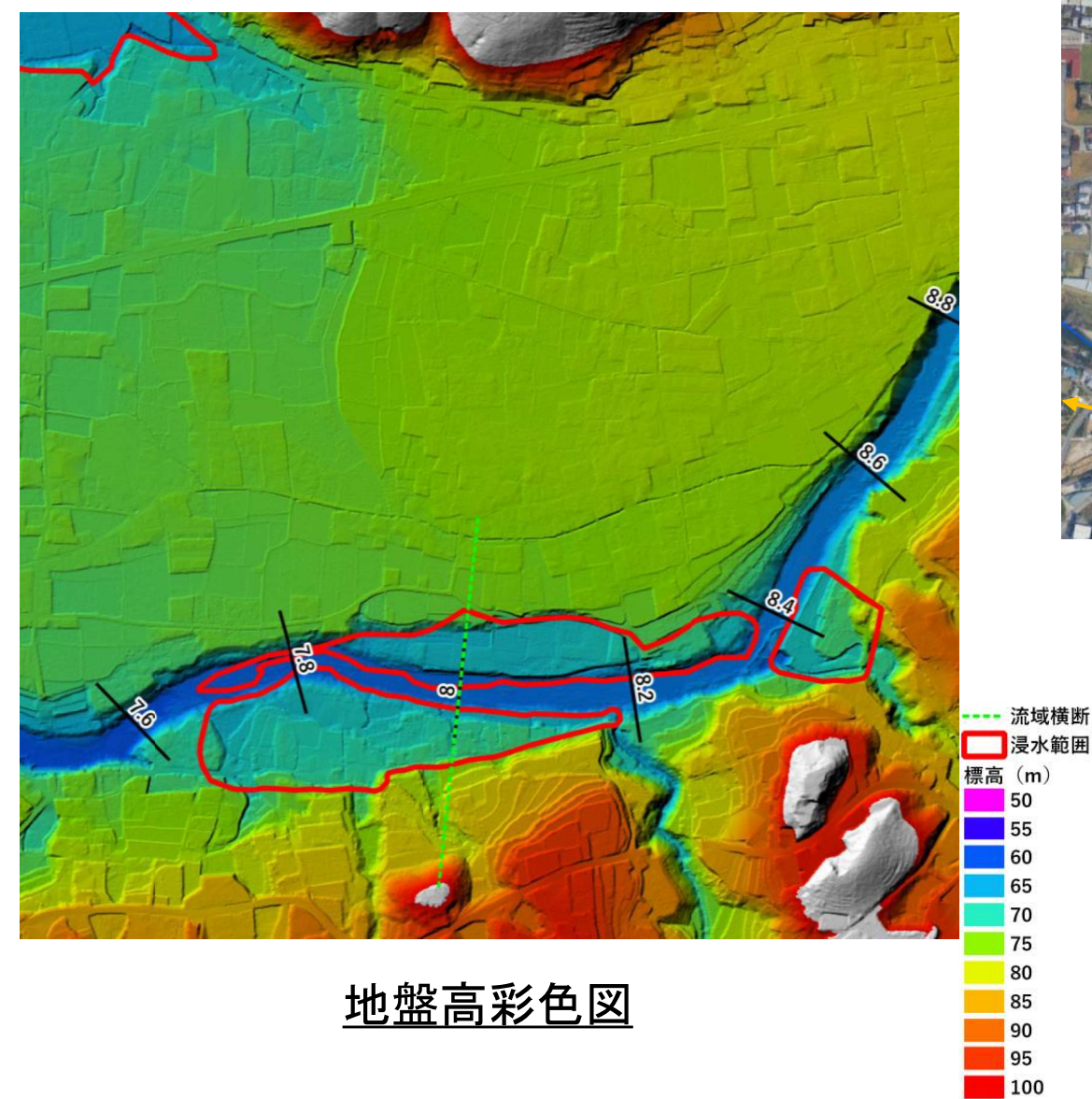
浸水面積: 約4ha



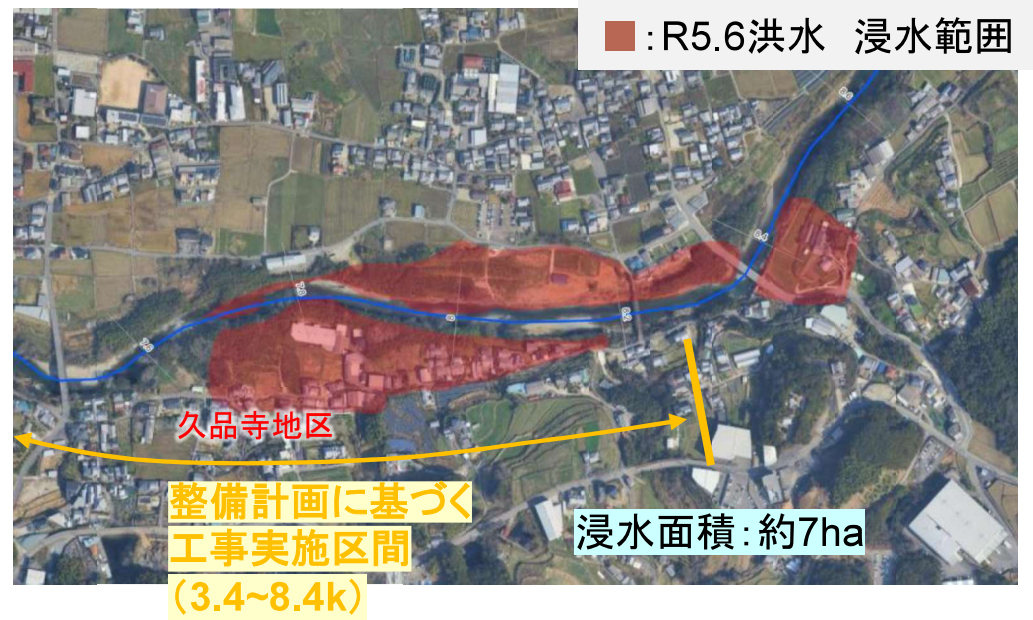
流域横断面図

貴志川流域の現状 県管理区間沿川の地形特性

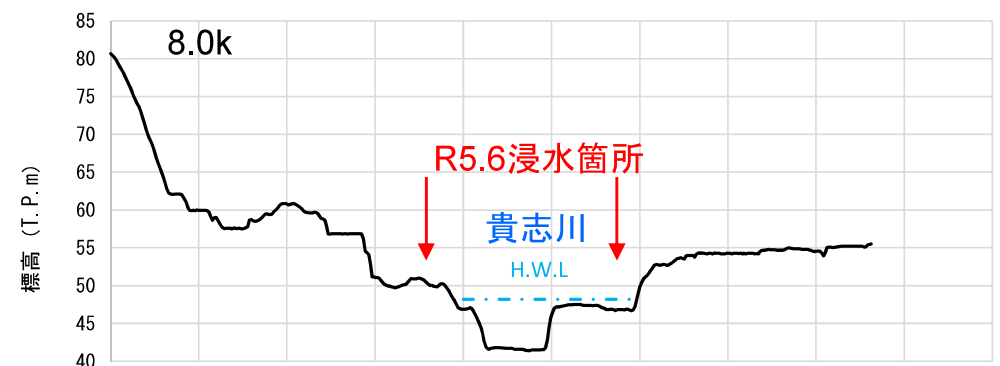
- ◆ 九品寺(くほんじ)地区は、流下能力不足による貴志川からの溢水により外水被害が生じる。
- ◆ R5.6洪水やH13.6洪水時にも外水被害が発生している。
- ◆ 当該地区付近の5.0k～6.2kは県の河川整備計画における整備区間(河道拡幅、築堤、河道掘削)に設定されている。



地盤高彩色図



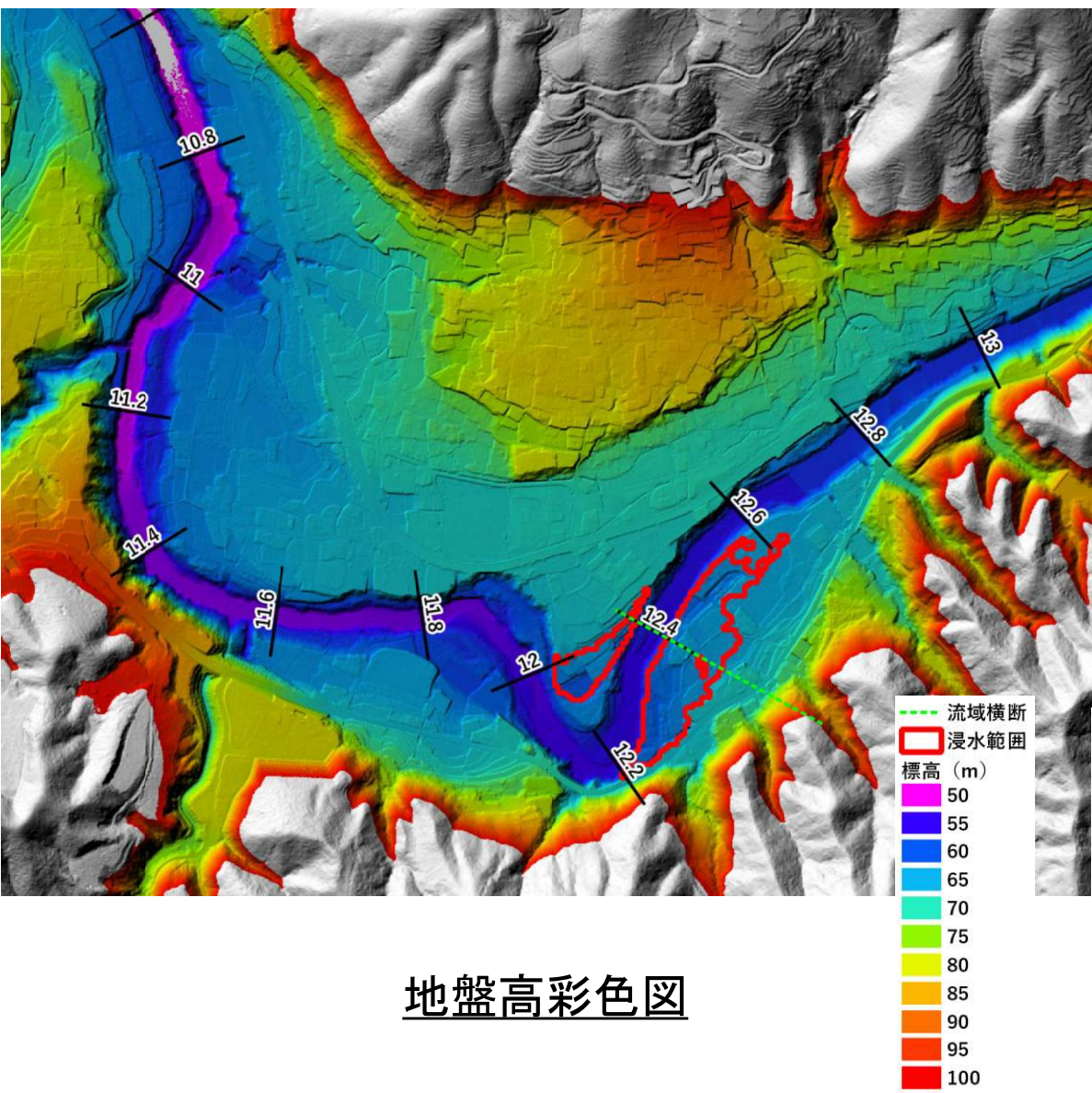
航空写真 ※浸水面積はGISで計測



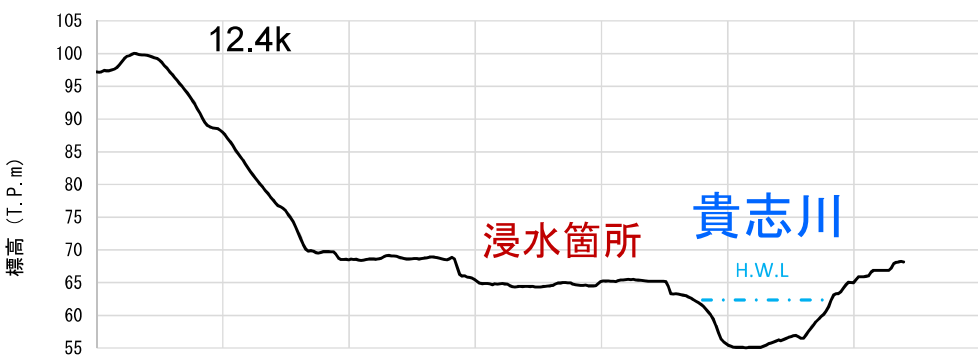
流域横断面図

貴志川流域の現状 県管理区間沿川の地形特性

- ◆ 下佐々(しもささ)地区は、流下能力不足による貴志川からの溢水により外水被害が生じる。
- ◆ R5.6洪水やH29.10洪水時にも外水被害が発生している。
- ◆ 10.8k～12.4kは県の河川整備計画における整備区間(河道拡幅、築堤、河道掘削)に設定されている。



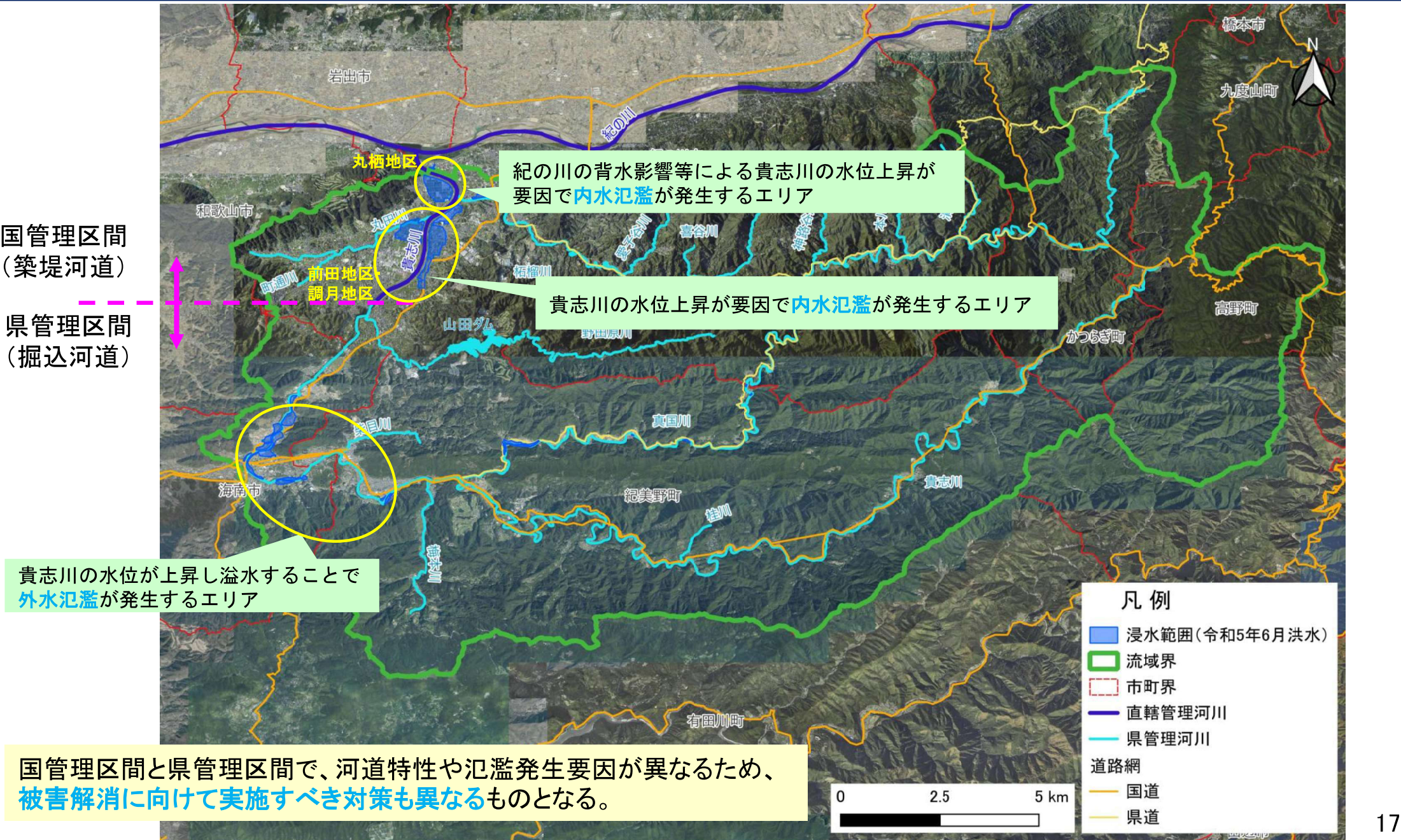
航空写真 ※浸水面積はGISで計測



流域横断面図

貴志川流域の現状 河道特性や氾濫発生要因

- ◆ 国管理区間は、流下能力を満足しているものの、築堤河道であるため、紀の川本川の背水影響や貴志川の水位上昇による内水氾濫が発生する。
- ◆ 県管理区間は、大半が掘込河道であり、流下能力が不足していることで外水氾濫が発生する。



貴志川流域の現状 河川整備の経緯

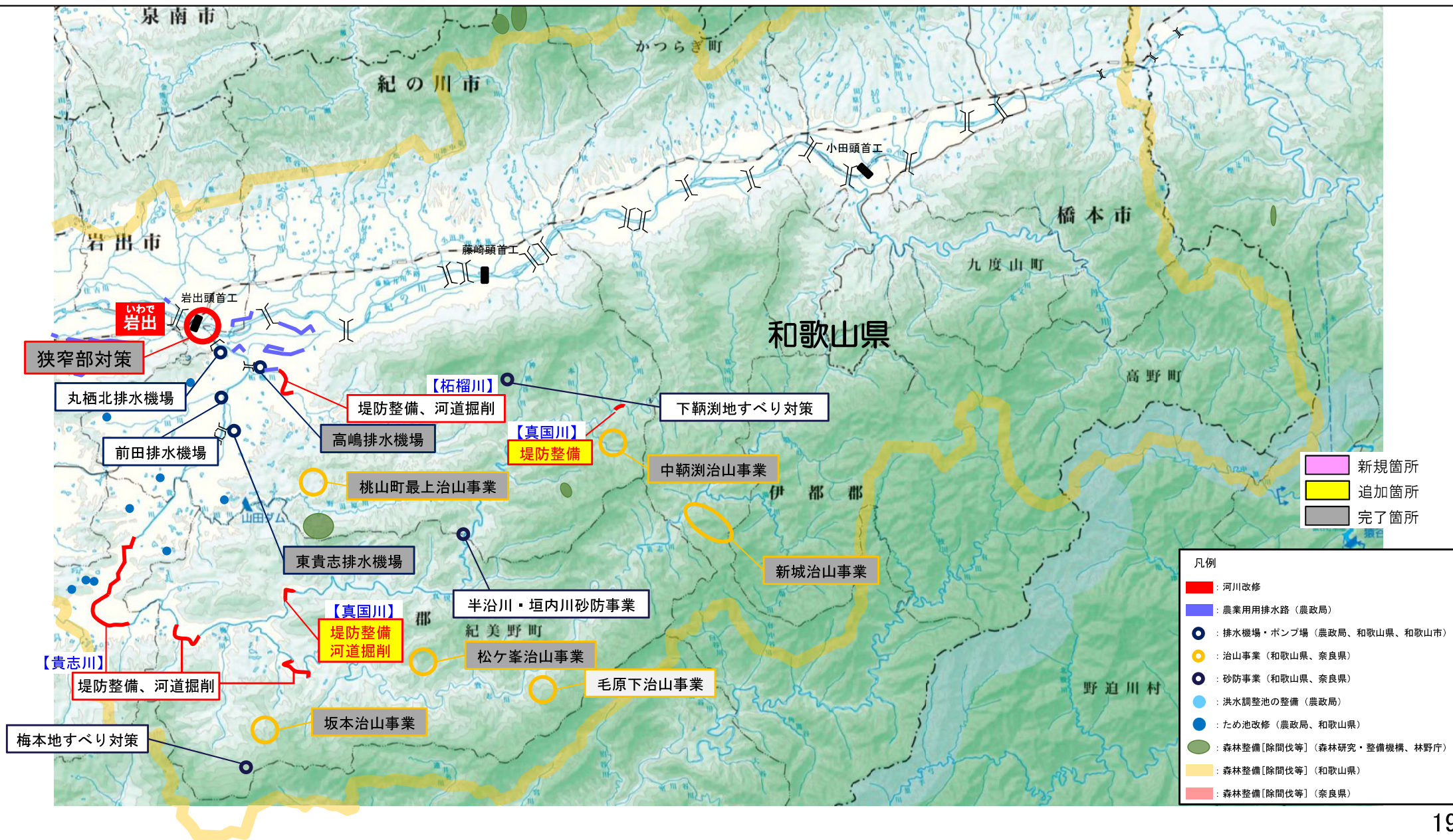
- ◆ 貴志川では昭和28年7月・9月洪水による被害を契機に、紀の川改修計画（第一次改訂）によって国管理区間で最大2,700m³/sの疎通を図るべき工事を実施。
- ◆ その後、紀の川水系では工事实施基本計画を経て、平成17年に河川整備基本方針を策定。
- ◆ 河川整備計画は、平成24年に国管理区間、平成29年に県管理区間で策定されており、当該計画に基づき河川整備を実施。

治水事業の沿革と契機となった洪水

西 暦	年 号	内 容
1953年	昭和28年7月洪水 ← 貴志川 国管理区間における整備の目標規模	
1954年	昭和29年2月	紀の川改修計画（第一次改訂） ・ 貴志川の大被害により流量改訂
1959年	昭和34年9月洪水（伊勢湾台風）	
1960年	昭和35年	紀の川修正総体計画策定 ・ 貴志川の再改修を追加
1965年	昭和40年4月	工事实施基本計画策定 ・ 新河川法の施行により、一級河川の指定 ・ 管理区間（紀の川本川：62.4km、貴志川：6.0km）を県から引き継ぐ
1974年	昭和49年3月	工事实施基本計画改定 ・ 流域の産業の発展、人口や資産の増大、土地利用の高度化により、治水安全度を高める必要が増大
1994年	平成6年	工事实施基本計画部分改訂
2005年	平成17年11月	紀の川水系河川整備基本方針策定
2011年	平成23年9月洪水（紀伊半島大水害） ← 貴志川 県管理区間における整備の目標規模	
2012年	平成24年12月	紀の川水系河川整備計画【国管理区間】策定
2017年	平成29年4月	紀の川水系貴志川圏域河川整備計画（県管理区間）策定

貴志川流域の現状 紀の川水系流域治水プロジェクト2.0

- ◆ 紀の川水系では、流域治水プロジェクト2.0に基づき流域治水の取組を加速化・深化させている。
- ◆ 貴志川流域では、河川改修だけでなく、排水機場整備、治山事業や地すべり対策など、国・県・自治体と一体となった流域治水の取り組みが進められている。

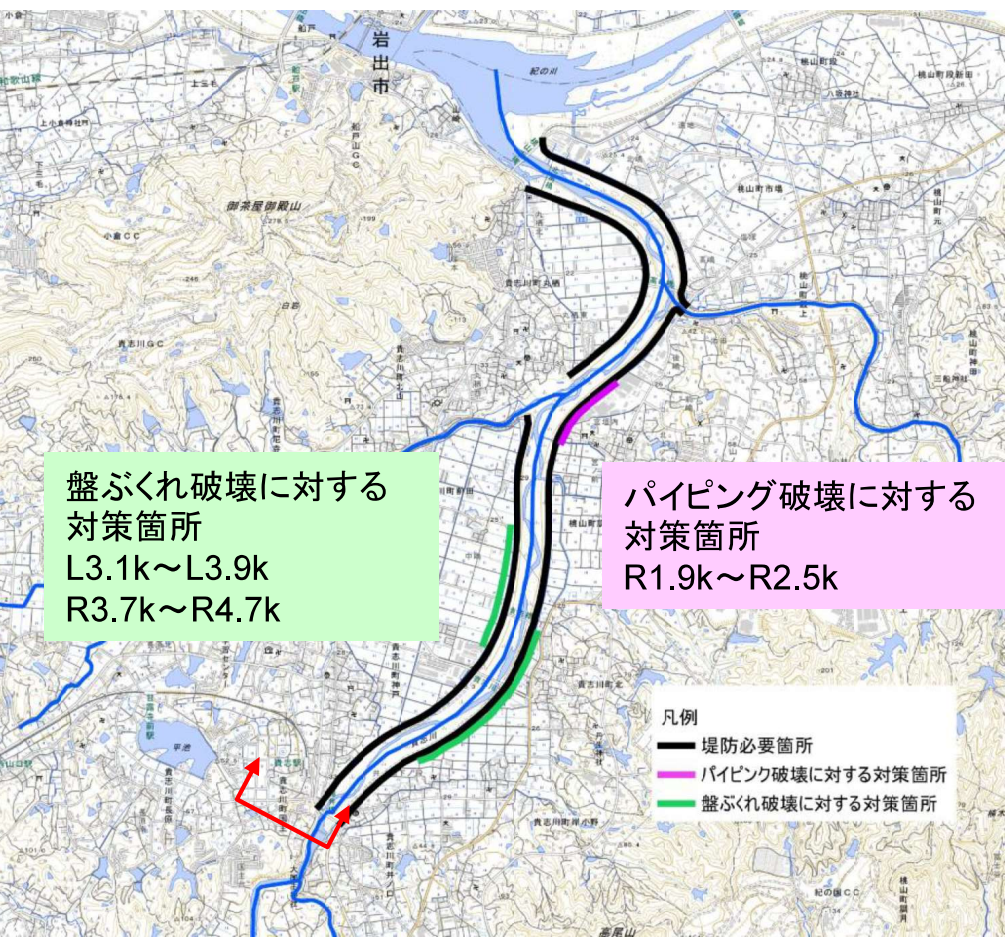


貴志川流域の現状 紀の川水系河川整備計画【国管理区間】H24.12

- ◆ 整備計画に基づく治水対策は、戦後最大洪水(昭和34年9月洪水)による災害の防止及び被害の軽減を目標と設定した。
- ◆ 貴志川における河川整備について、堤防は計画断面堤防で整備済み。「堤防の安全性の確保」にかかる対策についても実施済み。
- ◆ 一方で、貴志川は紀の川本川の背水影響を受けることから、紀の川本川において貴志川合流点直下に位置する「岩出狭窄部」の対策が位置付けられている。

貴志川に関する整備(堤防の安全性の確保)

貴志川の対策箇所は、**実施率100%**



紀の川の河川整備(狭窄部対策)

岩出狭窄部対策は完了

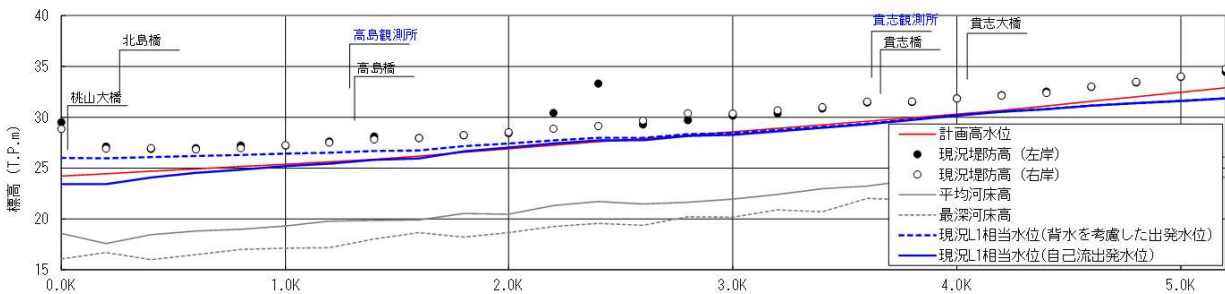
③ 狭窄部対策

狭窄部に設置された堰や堰上流の土砂堆積等による流下能力の不足を解消するため、堰の施設管理者等の関係機関と協議しつつ、堰の対策、河道掘削等による環境への影響等を検討の上、実施する。

また、実施にあたっては、対策後の洪水の下流への影響や土砂の移動状況等を検討の上、実施する。

表 4.1.4 狭窄部箇所(紀の川本川)

県名	箇所名	狭窄部位置	
和歌山県	岩出狭窄部	16.9k	岩出市船戸
	藤崎狭窄部	29.2k	紀の川市藤崎
	小田狭窄部	44.6k	橋本市高野口町小田

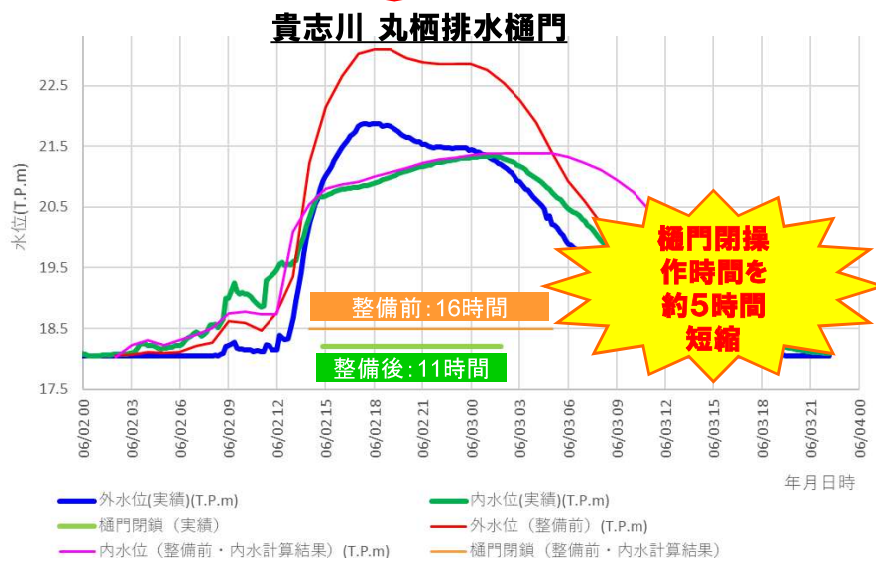
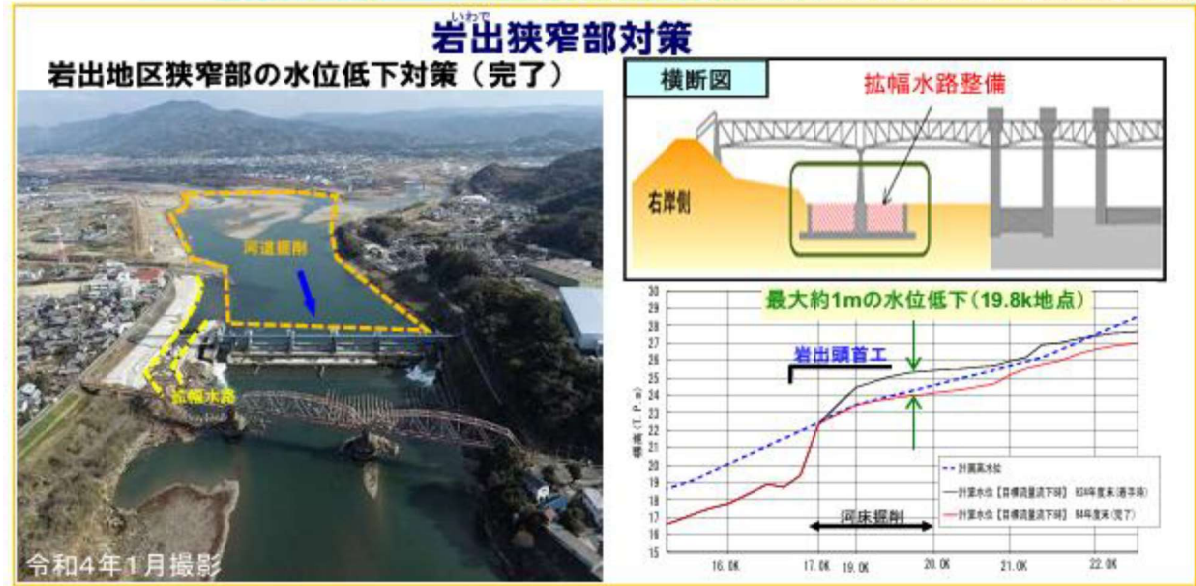
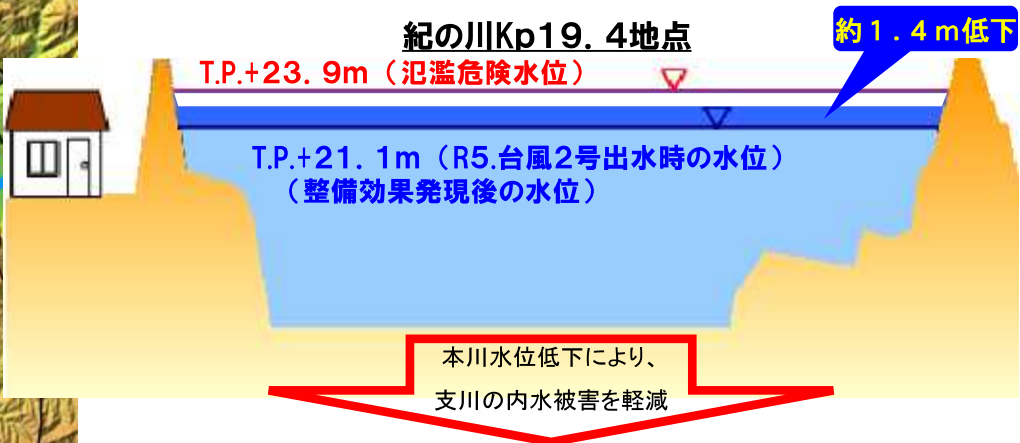


貴志川流域の現状 紀の川水系河川整備計画【国管理区間】H24.12

- ◆ 整備計画に位置付けられる岩出狭窄部対策として、岩出頭首工の水路拡幅及び上流部の河道掘削を実施した。
- ◆ 狭窄部対策の実施効果として、貴志川合流前の19.8k地点で最大約1m水位低下した。
- ◆ 計画流量流下時における紀の川本川の水位が低下したことで、貴志川においても計画流量をHWL以下で流下可能となる。

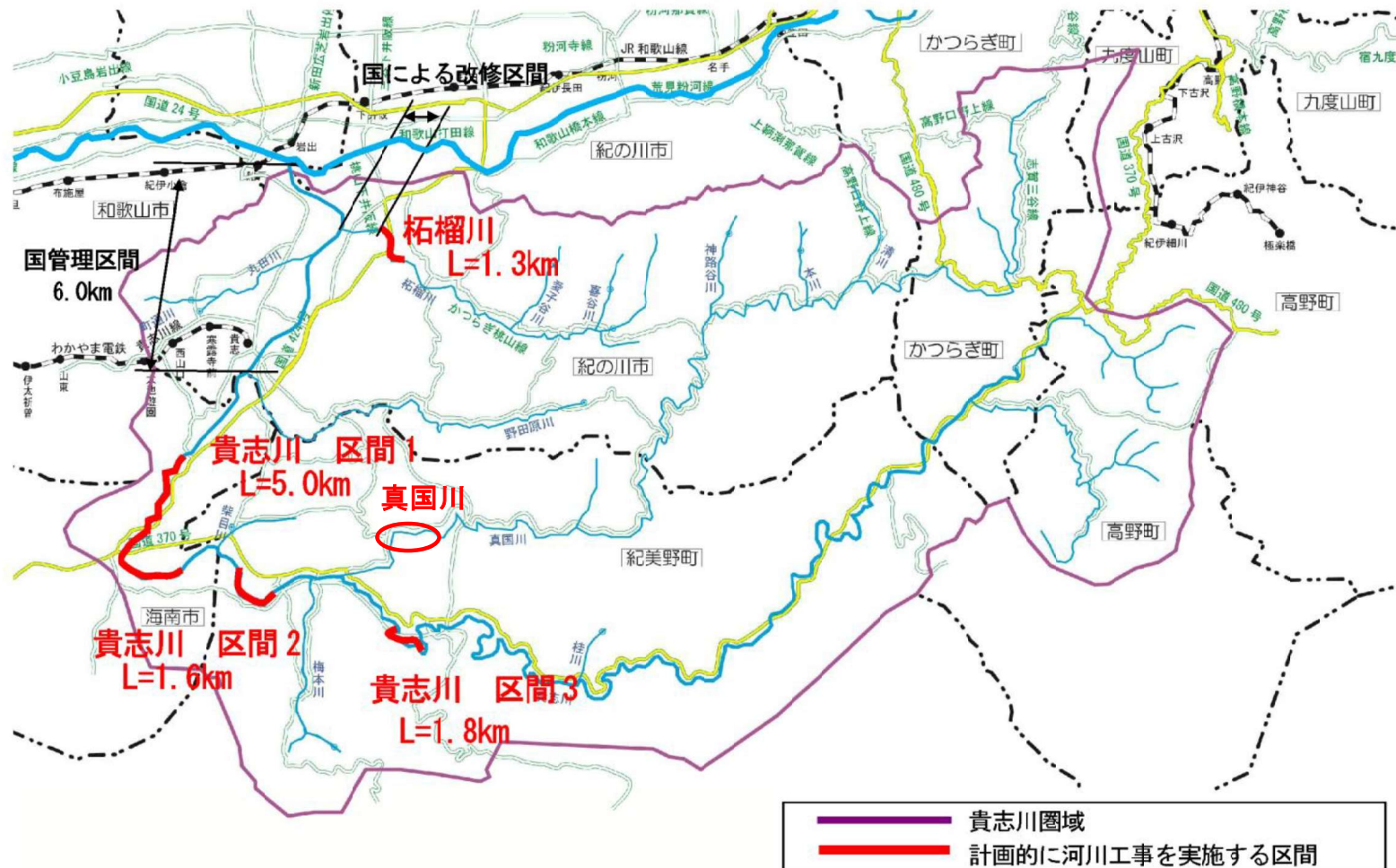


岩出狭窄部の対策により、R5.6洪水時は貴志川下流部の丸栖排水樋門の停止時間が約5時間短縮



貴志川流域の現状 紀の川水系貴志川圏域河川整備計画【県管理区間】H29.3

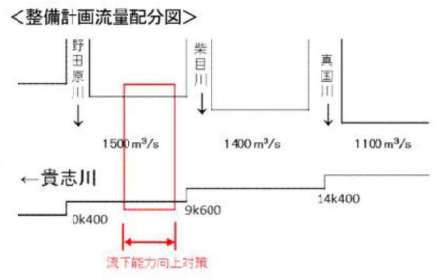
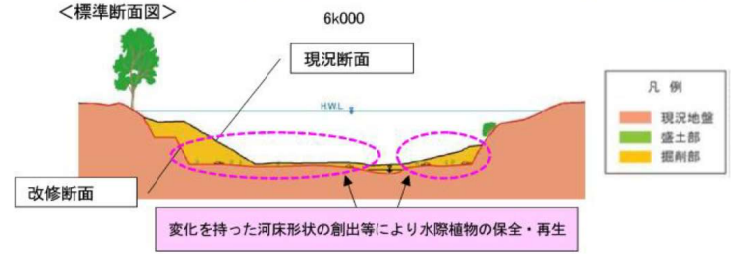
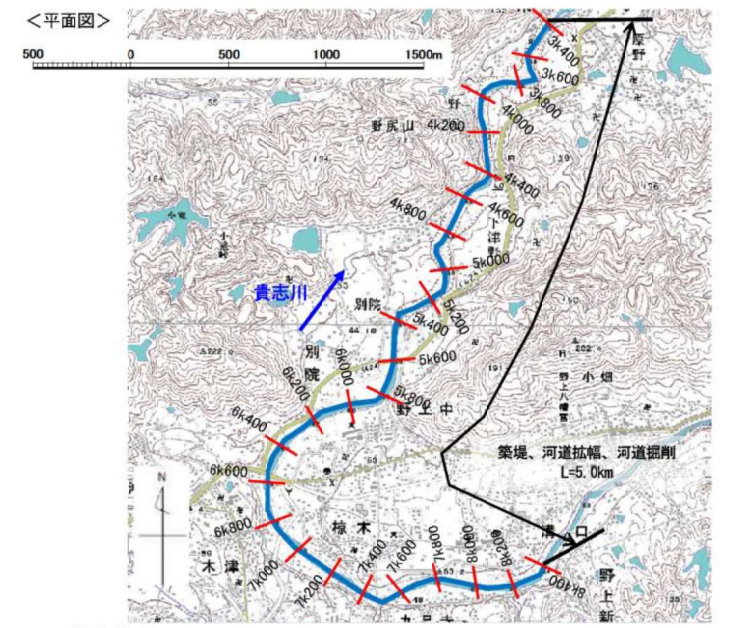
- ◆ 整備計画に基づく治水対策は、平成23年9月洪水と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害が生じないことを目標と設定した。
- ◆ 貴志川本川(改修延長8.4km)と柘榴川(ざくろがわ)(改修延長1.3km)を工事実施区間と位置づけ、河道拡幅、築堤、河道掘削を実施する。
- ◆ 上記の2河川に加え、真国川(まくにがわ)等、局所的な浸水被害が発生している河川については、浸水状況を踏まえ対策工を検討し、必要に応じ上下流バランスを図りながら、ネック部の解消を図る。



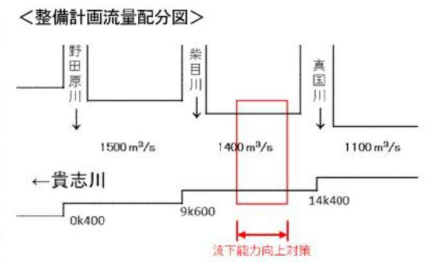
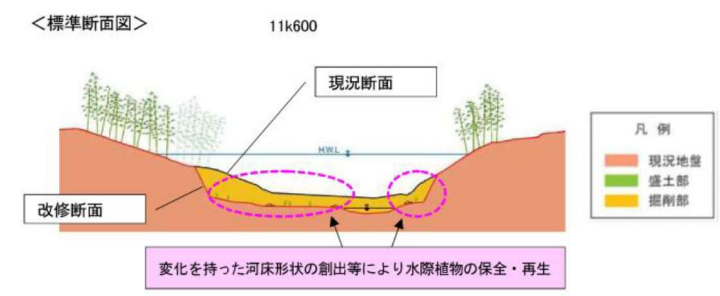
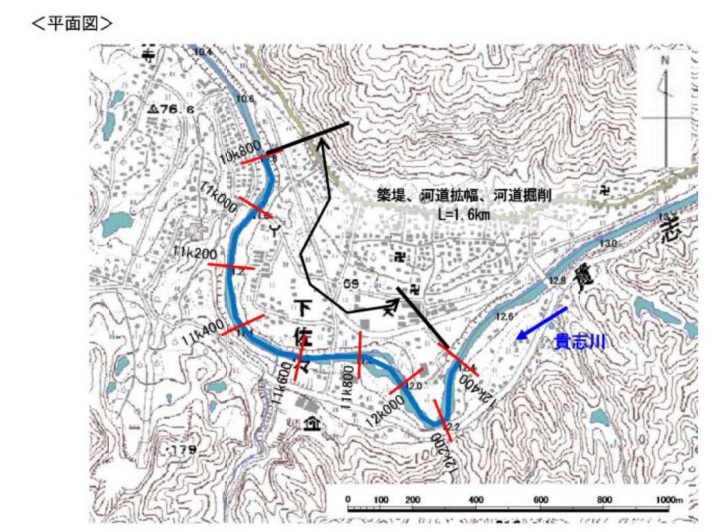
貴志川流域の現状 紀の川水系貴志川圏域河川整備計画【県管理区間】H29.3

- ◆ 整備計画に基づく治水対策は、平成23年9月洪水と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害が生じないことを目標と設定した。
- ◆ 貴志川本川(改修延長8.4km)と柘榴川(改修延長1.3km)を工事実施区間と位置づけ、河道拡幅、築堤、河道掘削を実施する。

(1) 貴志川 (区間1: 3k400-8k400 L=5.0km)



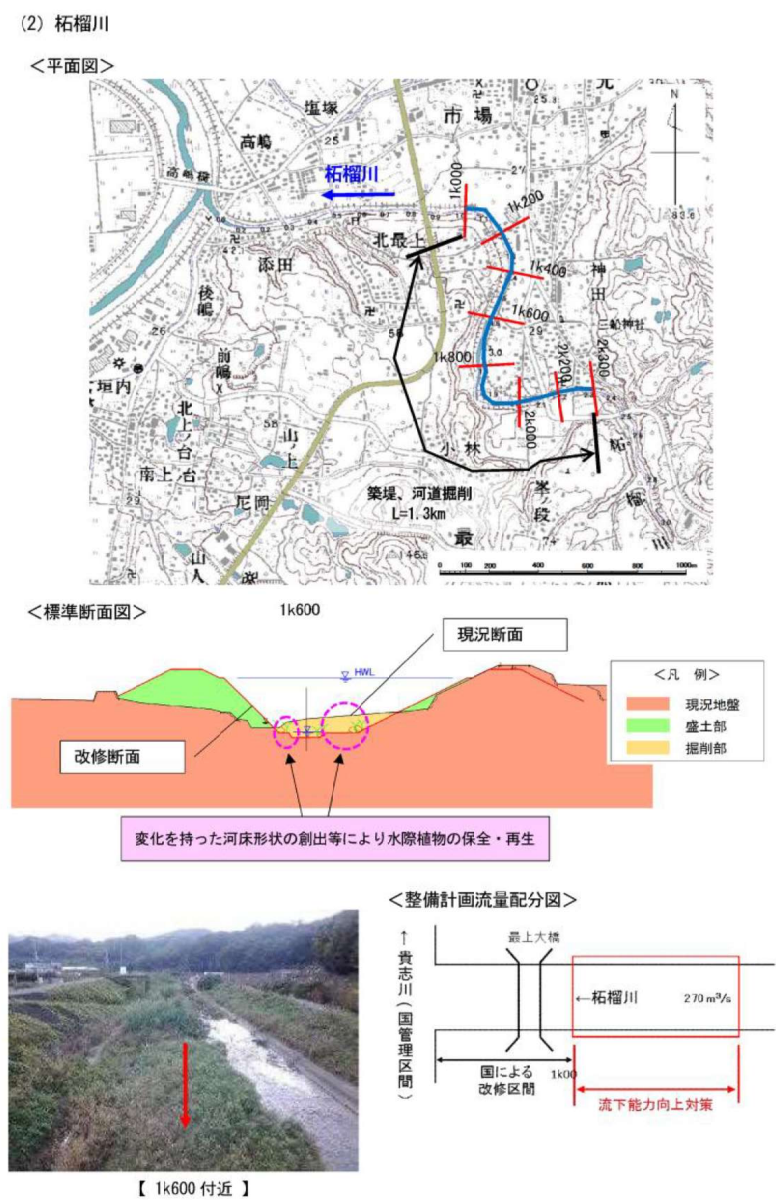
(区間2: 10k800-12k400 L=1.6km)



【11k600 付近】

貴志川流域の現状 紀の川水系貴志川圏域河川整備計画【県管理区間】H29.3

- ◆ 整備計画に基づく治水対策は、平成23年9月洪水と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害が生じないことを目標と設定した。
- ◆ 貴志川本川(改修延長8.4km)と柘榴川(改修延長1.3km)を工事実施区間と位置づけ、河道拡幅、築堤、河道掘削を実施する。



貴志川流域の課題 課題の抽出

- ◆ 国管理区間は築堤河道、県管理区間は掘込河道であること、現時点での河川改修規模が異なることから、国管理区間と県管理区間では氾濫特性や発生要因が異なり、想定される氾濫被害解消に向けた課題は異なる。
- ◆ 国管理区間では、内水氾濫の解消に向けた対策が必要となり、県管理区間では外水氾濫の解消に向けた対策が必要である。

貴志川における氾濫特性や発生要因

	河道形状	整備計画 目標流量 (m³/s)	整備計画 流量に 対する 流下能力	想定される氾濫		備考
				内水 氾濫	外水 氾濫	
国管理区間	築堤河道	3,100	○	○		✓ 基本方針規模を超える降雨までは、外水氾濫は発生しない ✓ 基本方針規模相当の河道が整備済みであり、流下能力向上に寄与する整備はなし ✓ 紀の川の背水影響や、貴志川の水位上昇により樋門等から排水できず、内水氾濫が発生している
県管理区間	掘込河道	1,500	△	△	○	✓ 整備計画に基づき、整備計画規模における家屋浸水被害解消を目的に河川整備を実施中である ✓ 整備計画規模を超える降雨では、溢水による外水氾濫が発生するが、掘込河道かつ、河川沿いは河岸段丘が形成されており、溢水による家屋浸水が発生する区間は限定的 ✓ 接続する支川や水路が土砂などで河積阻害が生じることで支川や水路の上流部で内水被害が生じる事例あり(R5.6洪水時)

○:全区間で流下能力を満たす ○:主要な氾濫形態
△:流下能力未達区間あり △:局所的な氾濫形態

貴志川流域の課題 課題への対応方針

◆ 貴志川流域における浸水被害解消に向けては、河川整備計画に基づく河川改修に加えて、流域対策による流出抑制・排水施設の排水能力増強が効果的と考えられる。

	課題	課題解決に向けた対策		対応方針案
国 管 理 区 間	内水氾濫の 解消に向けた 対策が必要	内水氾濫への対策	貴志川流域への適応	以下の2つが効果的 と判断 ① 流域対策による 流出抑制 ② 排水施設の排水 能力増強
		・ 排水先河川の水位低下 （流下能力向上）	× 基本方針河道が整備済	
		・ 排水先河川の水位低下 （到達流量の軽減）	○ 上～中流部における流出抑制	
		・ 排水施設の排水能力増強	○ 排水機場の新設	
		・ 排水施設へ接続する水路 の流下能力増強	△ 水路の拡幅・新設	
県 管 理 区 間	外水氾濫の 解消に向けた 対策が必要	外水氾濫への対策	貴志川流域への適応	以下の2つが効果的 と判断 ① 整備計画に基づ く河川改修 ② 流域対策による 流出抑制
		・ 排水先河川の水位低下 （流下能力向上）	○ 整備計画に基づき実施中	
		・ 排水先河川の水位低下 （到達流量の軽減）	○ 上～中流部における流出抑制	
		・ 河川へ接続する水路の流 下能力増強	△ 水路の拡幅・新設	

特定都市河川指定から流域水害対策計画策定までの流れ

- ◆ 流域水害対策計画は、「流域治水」の実効性を高め、あらゆる関係者の協働による水害に強い地域づくりの実践に向けた計画です。
- ◆ 策定に当たっては河川管理者、和歌山県及び市町の長が一堂に会する流域水害対策協議会の場において協議・検討します。
- ◆ また、流域水害対策計画には、河川整備に加え、地方公共団体や民間事業者等による流出抑制対策及び土地利用の方針等を法定計画として位置づけます。

■特定都市河川指定から対策実施までの流れ

特定都市河川の指定要件

以下の要件1～3の**すべてに該当**

要件1 都市部を流れる河川

要件2 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

要件3 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難

R8. 3. 31

① 特定都市河川 指定

R8. 7. 6

②流域水害対策協議会 設置

※都道府県は任意

③ 流域水害対策計画 策定

浸水被害防止に向けて対策を実施

浸水被害防止の対策

【河川整備】

- ・河道掘削
- ・遊水地の整備
- ・排水機場の整備
- ・輪中堤の整備

【下水道整備】

【流出抑制対策】

- ・雨水浸透阻害行為の許可
- ・雨水貯留浸透施設の整備
- ・田んぼダムの取組
- ・ため池の活用

【保全調整池の指定】

【浸水被害防止区域の指定】

【貯留機能保全区域の指定】

など

【流域水害対策協議会のイメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

(構成員)

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

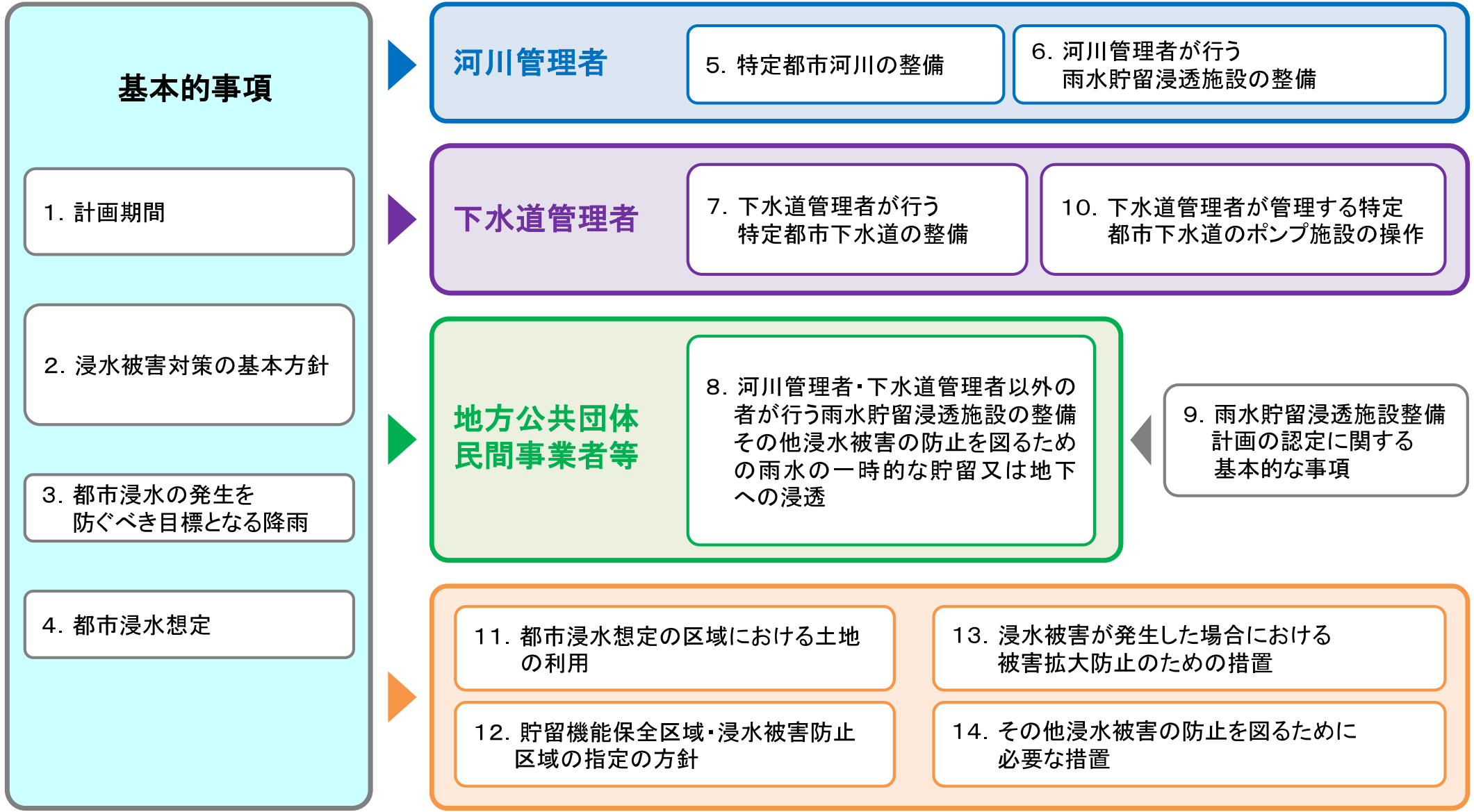
(協議事項の例)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に定める事項

◆ 流域水害対策計画に定める事項は、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項各号に規定しており、以下の14項目になります。



流域水害対策計画の表紙・目次(案)

◆ 貴志川流域水害対策計画の表紙・目次の案を示します。

貴志川流域水害対策計画

素案

令和●年●月

国土交通省近畿地方整備局
和歌山県
和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町
かつらぎ町 高野町 九度山町 有田川町

貴志川流域水害対策計画（素案）

目次

第1章 貴志川特定都市河川流域の現状と課題.....

第1節 特定都市河川流域と特定都市河川の概要.....

第1項 特定都市河川流域の概要.....

第2項 特定都市河川の概要.....

第2節 過去の浸水被害の状況.....

第3節 貴志川の治水事業の沿革.....

第4節 貴志川特定都市河川流域における現状の課題.....

第2章 貴志川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針.....

第1節 基本的な考え方.....

第2節 計画期間.....

第3節 計画対象区域.....

第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨.....

第3章 都市浸水想定.....

第4章 特定都市河川の整備に関する事項.....

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所.....

第1項 国が行う河川の整備.....

第2項 和歌山県が行う河川の整備.....

第5章 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項.....

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項.....

第7章 河川管理者および下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項.....

第1節 雨水貯留浸透施設.....

第2節 ため池の治水利用.....

第3節 水田貯留.....

第4節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全.....

第5節 雨水浸透阻害行為の許可等.....

第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項.....

第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項.....

第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項.....

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針.....

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針.....

第2節 浸水被害防止区域の指定の方針.....

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置.....

第1節 リスクコミュニケーションの充実.....

第2節 大規模氾濫に関する減災対策.....

第3節 洪水時及び防災時の情報収集・伝達.....

第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項.....

第1節 既存ダムの洪水調節機能強化.....

第2節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応.....

第3節 流域水害対策計画の計画管理.....

流域水害対策計画に定める事項の記載内容

◆ 流域水害対策計画に定める14項目について、「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」に示されている考え方と、それぞれの方向性について説明します。

1. 計画期間

□ 特定都市河川流域において都市浸水による被害の防止又は軽減の効果を発現させるために必要な期間とし、流域水害対策計画の策定時から概ね20～30年間程度を1つの目安とする。

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-17

➤ 河川整備計画、まちづくりなどの計画期間を踏まえ、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、計画期間は概ね20年（R9～R29年度）を想定しています。

河川整備計画、まちづくり計画における計画期間

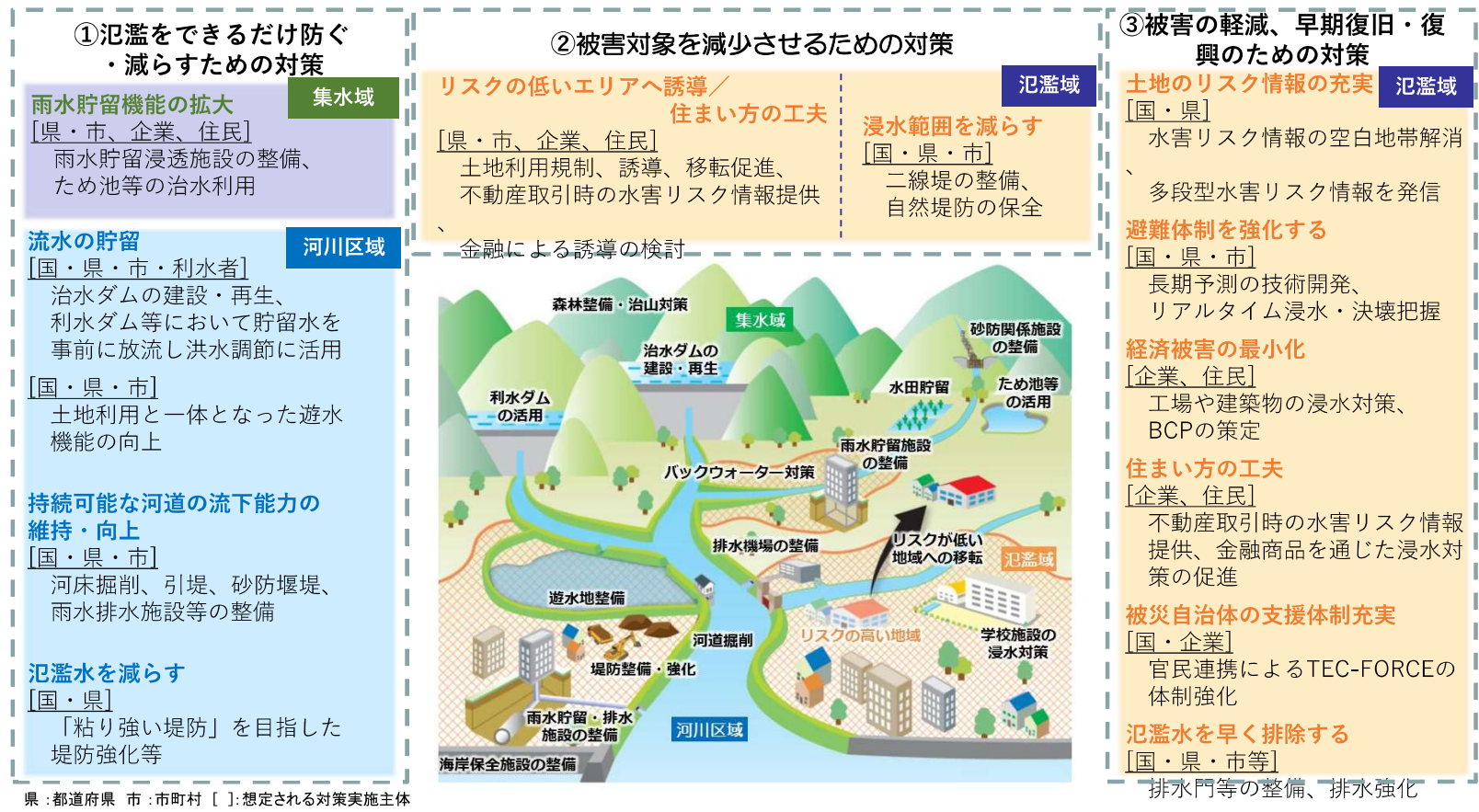
計画	計画策定	計画期間	流域水害対策計画策定時点での残期間（R9.3時点）
紀の川水系河川整備計画【国管理区間】	平成24年12月	概ね30年	概ね15年
紀の川水系貴志川圏域河川整備計画	平成29年3月	概ね20年	概ね10年
和歌山県都市計画マスタープラン	平成27年5月	20年	概ね8年
和歌山市都市計画マスタープラン	平成11年3月 平成24年3月変更	20年（基準年度：平成27年度）	概ね8年
紀の川市都市計画マスタープラン	令和3年9月	概ね10年	概ね4年
第2次海南市都市計画マスタープラン・ 海南市立地適正化計画	平成31年3月策定 令和2年3月変更	計画：概ね20年 取り組み方針：概ね10年	概ね12年
第2次紀美野町長期総合計画	平成29年3月	10年	なし
第5次かつらぎ町長期総合計画 【基本構想・前期基本計画】	令和6年4月	12年 （前期4年）	概ね9年
第4次高野町長期総合計画	平成31年3月	10年	概ね2年
岩出市都市計画マスタープラン	令和5年3月	概ね20年（基準年度：令和4年度）	概ね15年
九度山町第5次長期総合計画	令和3年3月	10年	概ね4年
有田川町都市計画マスタープラン	令和5年6月	20年	概ね15年

流域水害対策計画に定める事項の記載内容

2. 浸水被害対策の基本方針

- 特定都市河川流域において都市浸水による被害を防止又は軽減する**浸水被害対策の基本的な考え方**を明らかにする。
 - (1) 特定都市河川流域の特徴、**治水対策の進捗状況及び課題**
 - (2) **目標**及びその達成の考え方(浸水被害対策の分担含む)
 - (3) **「流域治水」の考え方**に沿った①～③の対策の実施方針
～ ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす、②被害対象を減らす、③被害を軽減する ～
 - (4) **浸水被害対策の推進**に当たり考慮すべき概念・考え方
- 出典:解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月(Ver.1.1) P4-17～19

➤ 貴志川流域で流域治水の実効性を高めるための、**具体的な目標や考え方**を示します。



流域水害対策計画に定める事項の記載内容

3. 計画対象降雨(都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨)

- 流域水害対策計画に定める浸水被害対策の検討の前提となる降雨である。
- 10年以上の再現期間を有する降雨(年超過確率1/10の降雨より規模の大きな降雨)とする。
- 河川整備計画等と同様、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況等を総合的に勘案して定める。

出典: 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月(Ver.1.1) P4-20~23

- 貴志川流域での洪水被害の発生状況、河川整備計画等が目標としている降雨を考慮して設定します。
- また、気候変動対応として紀の川水系河川整備基本方針の見直しが進んでおり、そのことも踏まえて検討します。
- 現在、和歌山県と協議を進めています。

4. 都市浸水想定(計画対象降雨が生じた場合の洪水・雨水出水による浸水想定区域・水深)

- 計画対象降雨が生じた場合に洪水又は雨水出水による浸水(都市浸水)が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深である。

出典: 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月(Ver.1.1) P4-24,25

- 公表済みの洪水浸水想定区域図と整合を図りながら、計画対象降雨が生じた場合の外水氾濫と内水氾濫を実施します。
- また、作成した都市浸水想定区域は、貯留機能保全区域、浸水被害防止区域を検討する際のベースとなります。

流域水害対策計画に定める事項の記載内容

5. 特定都市河川の整備

- 河川管理者が洪水を安全に流下させるために行う河川整備について定める。
 - 当該河川に係る河川整備計画に定める内容と整合するよう定める。
- 出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-25～27

国及び和歌山県の河川整備計画で予定している対策を位置付けます。

- 国管理区間はH24.12に、県管理区間はH29.3にそれぞれ段階的な河川整備内容を定める河川整備計画を策定し、計画的に河川整備、維持管理を実施中。貴志川流域では、貴志川本川に加えて、支川の柘榴川の整備を計画に位置づけ
 - 近年は、国土強靱化の予算等を活用し、整備を加速化
- ＜整備計画の事業メニュー＞
- 貴志川（直轄区間）：ほぼ整備完了（一部、堤防浸透対策を実施）
 - 貴志川（県管理区間）：3.4k～8.4k、10.8k～12.4k、17.2～19.0k（拡幅・築堤・掘削）
 - 柘榴川：1.0k～2.3k（築堤・掘削）
 - 真国川等：局所的な浸水被害発生箇所において、浸水状況を踏まえ対策実施（ネック箇所の解消）



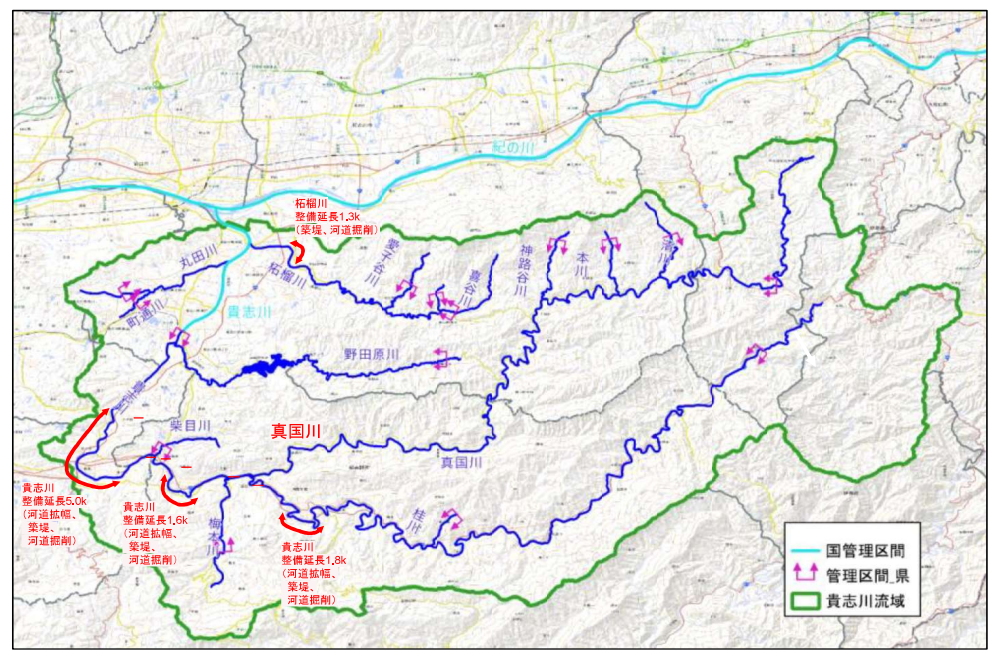
【貴志川 4.0k付近 河道掘削】



【柘榴川 堂前橋】



【柘榴川 築堤・河道掘削】



流域水害対策計画に定める事項の記載内容

6. 当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

- 河川管理者は、必要に応じて、計画対象降雨が生じた場合の洪水による浸水被害の防止のため、特定都市河川流域内の河川に隣接して又は河川から離れた場所で雨水貯留浸透施設を整備（設置及び管理）することができる。
- 位置付ける場合、小流域ごとの必要容量（貯留量等の対策量）及び既に判っている範囲で主要施設の位置等の諸元を定める。

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-27～29

➤ 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備について、今後の方針について示します。

7. 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備（汚水のみを排除するためのものを除く）

- 雨水出水による浸水被害防止のための排水区ごとの河川への放流量及び雨水貯留浸透量について定める。
- 将来、特定都市下水道の排水区となる見込みの区域における下水道の整備については、特定都市下水道の整備に関する事項として流域水害対策計画に位置づけることが基本である。

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-29,30

➤ 貴志川流域においては、令和8年（2026年）度末時点で下水道の整備されていないことを踏まえ、今後の方針について示します。

流域水害対策計画に定める事項の記載内容

8. 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

- 雨水貯留浸透施設の整備をはじめ、特定都市河川流域において現況よりも雨水流出を減少させる効果のある流出抑制対策のうち、地方公共団体や民間事業者等が行う取組の目標量等(貯留量等)について定める。
出典: 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月 (Ver.1.1) P4-31～37

- 以下の対策について、流域自治体と協議を進めています。
 - 貴志川流域で整備可能な対策として、雨水貯留浸透施設の整備、ため池の治水利用、水田貯留などを想定しています。
 - 既存の防災調整池については、保全調整池に指定し、その機能を保全に努めることを考えています。
- 今後、開発等による雨水浸透阻害行為に該当する1,000m²以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施することを示します。⇒R8.3.31の指定の翌日から施行済み

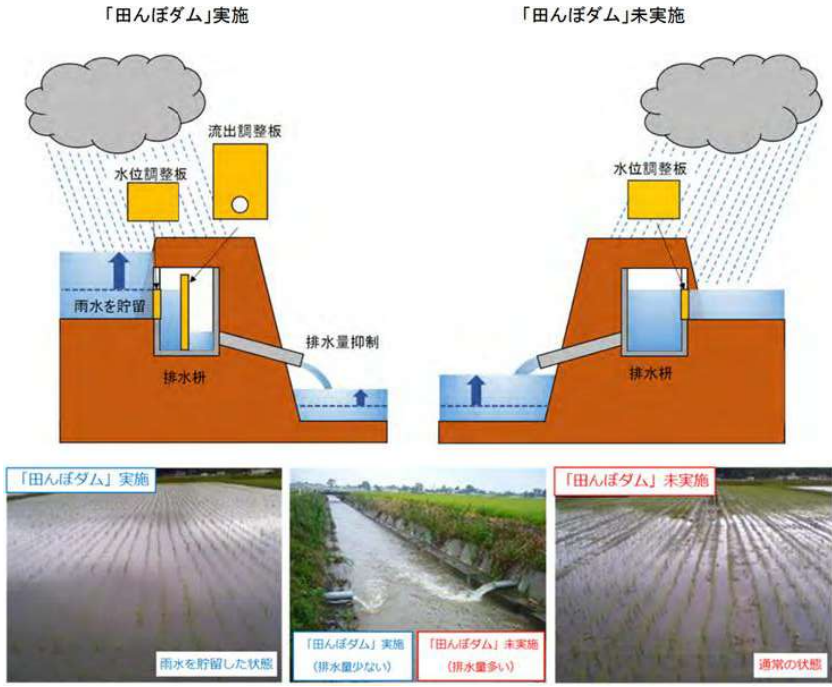


出典: 流域貯留浸透施設のご紹介, 雨水貯留浸透技術協会
雨水貯留浸透施設のイメージ



大和川の事例

ため池の治水利用



出典: 「田んぼダム」の手引き, 農林水産省 (令和4年4月)

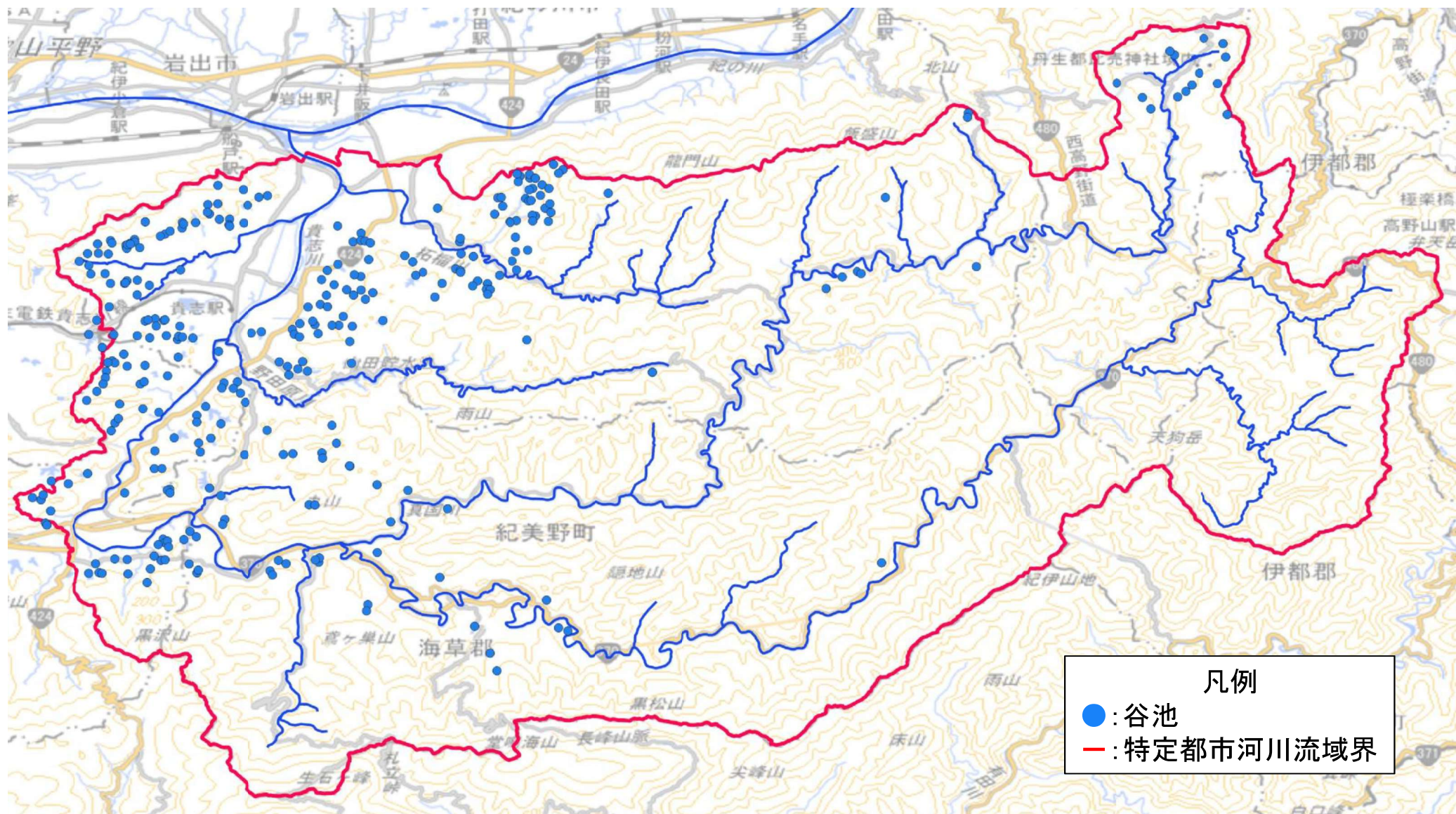
水田貯留のイメージ

流域水害対策計画に定める事項の記載内容

(参考) 貴志川流域内の
ため池の分布(谷池)

<ため池の種類>

- 谷池: 山間や丘陵地で谷をせき止めて造られたため⇒直接流域を有する【治水利用による調節効果あり】
- 皿池: 平地の窪地の周囲に堤防を築いて造られたため池⇒直接流域を持たず間接流域(導水など)を有する

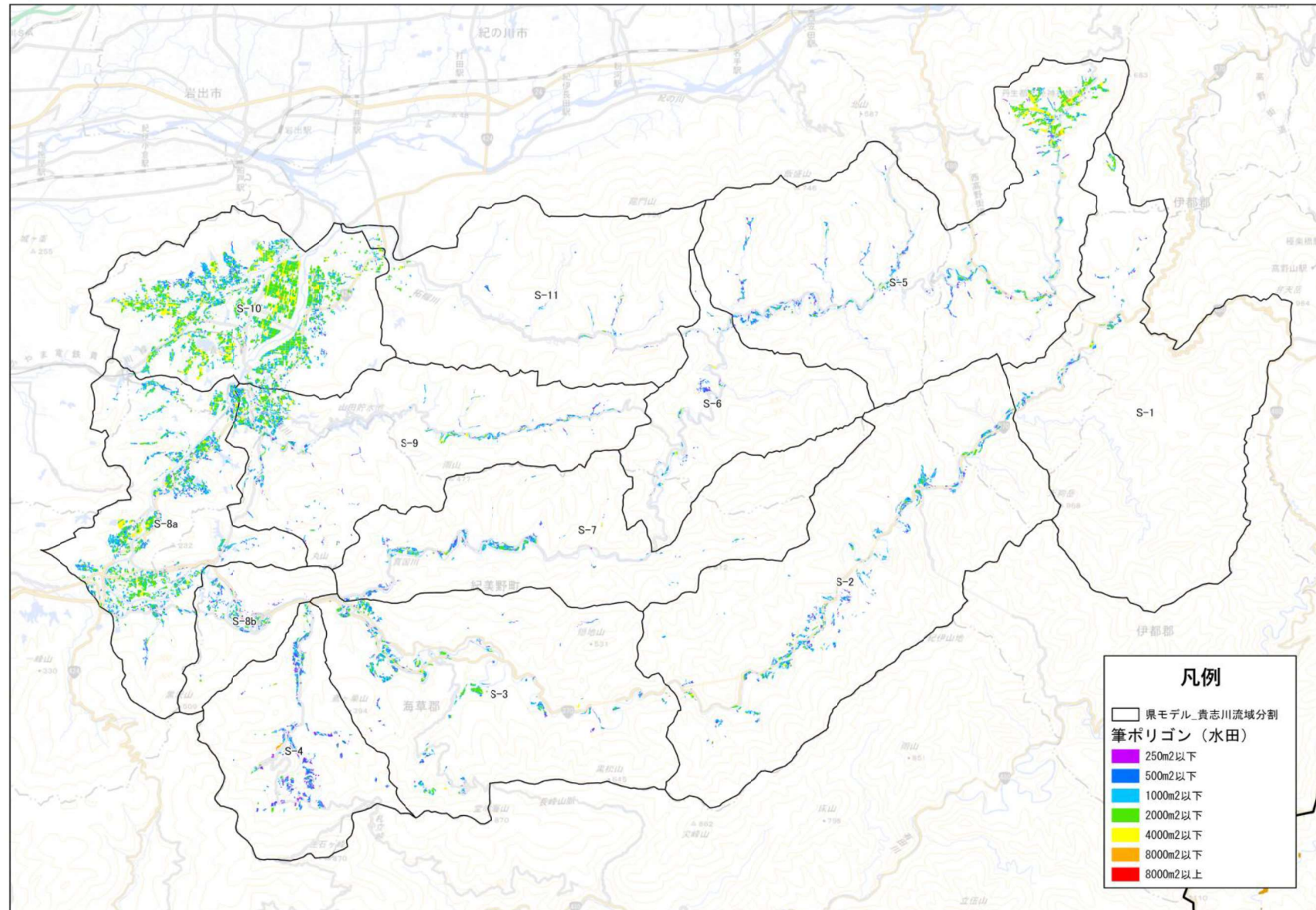


紀の川市・海南市・紀美野町を中心に、諸元が把握可能な谷池は310施設見られる

流域水害対策計画に定める事項の記載内容

(参考) 貴志川流域内の水田の分布

貴志川流域内の水田位置図



水田は全川通して見られるが、下流部に集中している

流域水害対策計画に定める事項の記載内容

(参考) 雨水浸透阻害行為の許可事務に関するチラシ

貴志川流域で

「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定を行いました (令和8年3月31日指定)

貴志川特定都市河川流域位置図



岩出市 紀の川 九度山町 和歌山市 紀の川市 かつらぎ町 高野町 貴志川 紀美野町 海南市 有田川町

詳細な流域界はこちら(和歌山河川国道事務所HP)▶

赤線: 貴志川の流域

(降った雨が貴志川に流れ込む範囲)

指定までの経緯

- 貴志川周辺では、昔から氾濫による被害が多く、令和5年6月の台風第2号では貴志川流域で線状降水帯が発生し、広範囲で浸水被害がありました。
- 気候変動の影響で、今後さらに被害が大きくなるような大雨の発生が懸念されます。
- 流域内における一定規模以上の開発行為に対し雨水を貯める等の対策を求めるなど、流域内のみんなが雨を貯める取組等をより一層進め、大雨に対する安全度の向上を目指します。



特定都市河川・特定都市河川流域に指定されるとどうなる？

田畑など締め固められていない土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為 (雨水がしみ込みにくくなる行為) に対して、雨水貯留浸透施設(調整池等)の設置及び和歌山県知事等の許可が必要になります。

このほか、流域内の関係者が連携する取組を計画し、推進していきます。

詳しくはこちら



特定都市河川全般に関する問合せ先

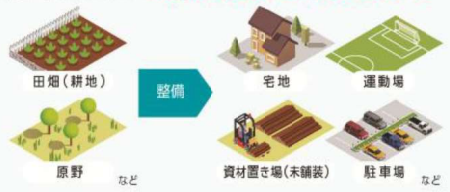
国土交通省 和歌山河川国道事務所 流域治水課 (代表) 073-402-0265

貴志川流域は「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、令和8年3月に「特定都市河川流域」に指定されました

貴志川流域の土地で行う、雨水がしみこみにくくなる行為は和歌山県知事等の許可が必要 となる場合があります

雨水の浸透を阻害する開発行為の例

締め固められていない整備前の土地に建物などを建てる



既に造成済みの土地を更に締め固めるような土地に変更する



雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



手続きフロー図

開発エリアが特定都市河川流域内 かつ 1,000㎡以上 ですか？

はい

いいえ

許可申請不要*

事前相談

開発エリア内の雨水浸透阻害行為の面積が1,000㎡以上かを確認

1000㎡以上

1000㎡未満

許可申請不要*

雨水浸透阻害行為の許可申請

許可

工事の実施

工事の完了

工事完了検査

雨水貯留浸透施設の標識設置

* 都市計画法第29条(開発行為の許可)など他の法令に基づく許可申請を不要とするものではありません。

許可申請窓口

- 貴志川流域(海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、有田川町の流域に係る許可) 和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課 (代表) 073-441-3134
- 貴志川流域(和歌山市の流域に係る許可) 和歌山市 都市建設局 道路河川部 河川港湾課 (代表) 073-435-1090

雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設は、申請窓口の担当者との協議の上での設置をお願いします。

詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/pre/gf/080400/d00217097.html>



38

流域水害対策計画に定める事項の記載内容

9. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

- 民間事業者等が自主的に行う雨水貯留浸透施設の整備について、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度が創設されており、計画の認定を受けた民間事業者等に対する施設整備費用に係る支援制度が創設された。
 - 認定を受けることで、設置費用の補助、固定資産税の減税、地方公共団体が必要と認める場合の管理等を可能とする。
- 出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-37

➤ 民間事業者等が雨水貯留浸透施設整備の認定を受けるための基準などを示します。

10. 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設（河川に下水を放流するためのものに限る。）の操作

- 特定都市河川の河川管理者と特定都市下水道の下水道管理者が十分な調整を図った上で、特定都市下水道のポンプの運転調整ルールを定める。
 - 運転調整ルールの必要性を理解することが重要であり、このことから法では、流域水害対策計画の計画事項の1つとして関係住民等の意見を聴いて定めることとしている。
- 出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-38

➤ 貴志川流域においては、令和8年（2026年）度末時点で下水道の整備されていないことを踏まえ、今後の方針について示します。

11. 都市浸水想定区域における土地の利用

- 都市浸水想定や確率規模ごとの浸水範囲などのハザード情報等を踏まえ、土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた浸水被害対策を定める必要がある。
 - 土地の利用に関する事項の検討に当たっては、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月国土交通省都市局水管理・国土保全局住宅局）」を参考に検討される防災まちづくりの方向性等に留意する必要がある。その上で、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項では、都市浸水想定ブロック等ごとに、土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた浸水被害対策について定める。
- 出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-38～41

➤ 今後の防災まちづくりの方向性について示します。

流域水害対策計画に定める事項の記載内容

12. 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

【貯留機能保全区域】

- 河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた**土地の貯留機能を将来にわたって保全**するために指定を行うものである。
- 土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事等が指定でき、**機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対する届出を義務付ける**。
- 固定資産税・都市計画税の課税標準に係る減免制度により、土地の所有者の負担を軽減することが出来る。

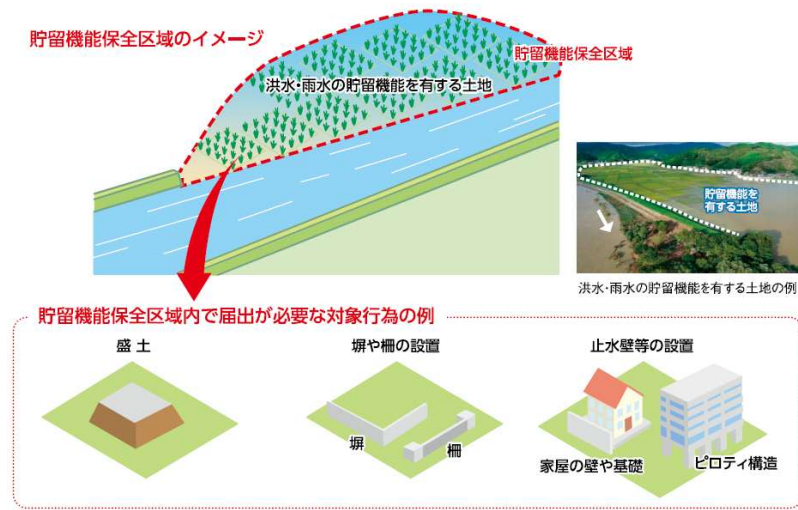
【浸水被害防止区域】

- 都市浸水が生じた際に**住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地**において、**開発・建築を制限し、事前許可制**とすることで区域内の住民等の生命・身体を保護するために指定を行うものである。

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-42,43

- 両区域ともに、都市浸水想定区域を基本として、指定の可能性について**流域自治体と協議**を進めています。
- 貯留機能保全区域は、**常襲的に発生する内水区域をベース**に検討します。
- 浸水被害防止区域は、**流域自治体のまちづくり計画と整合**を図りながら検討します。

【貯留機能保全区域のイメージ】



【浸水被害防止区域のイメージ】



流域水害対策計画に定める事項の記載内容

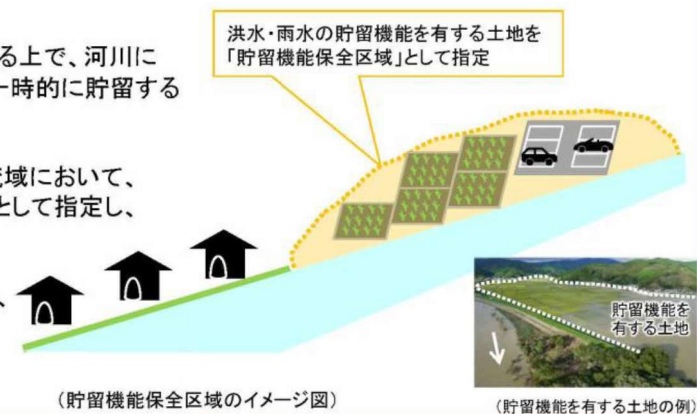
(参考) 貯留機能保全区域の指定に係る支援

貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合における固定資産税等の特例措置を3年間延長する。

施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制し、流域内の治水安全度の向上を図る上で、河川に隣接する低地等(河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地)の区域の保全が重要。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川の流域において、洪水・雨水の貯留機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定し、盛土等の貯留機能を阻害する行為を抑制。
- 区域指定に当たって必要な土地所有者の同意を得るための、インセンティブとなる負担軽減措置が必要。



要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】
貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、課税標準を3年間、2/3～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準:3/4)。

要望

現行の措置を3年間(令和7年4月1日～令和10年3月31日)延長する。

貯留機能保全区域指定の際の課題

- 保水・遊水機能を発揮した際、区域外での浸水被害が軽減する一方で、区域内には土砂堆積やゴミ流入等の課題が発生
- 地域を支える機能を維持する負担が土地所有者等に偏っている



《土地所有者に課される制約》

- ・ 貯留機能を維持するための対応
- ・ 盛土等の行為の届出義務

これまでの負担軽減等の措置
《税制》固定資産税等の減免に関する特例措置
《予算》地方公共団体が実施する区域内の排水施設整備等

新たな制度による対応

《予算》特定都市河川浸水被害対策推進事業の拡充等
貯留機能保全区域の指定を促進するために、区域指定後の土地所有者等の負担を市町村、民間事業者等が緩和・軽減するための活動等に対する支援制度を拡充【制度拡充】

令和8年度水管理・国土保全局関係予算概算要求

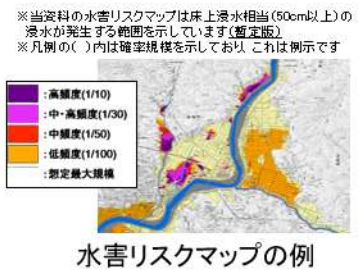
流域水害対策計画に定める事項の記載内容

(参考) 浸水被害防止区域の指定に係る支援

水災害リスクを踏まえた重層的な取り組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

水災害の危険性の高い地域を示す

- 従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進



水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止(R4.4~)
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする(R3年度※~)
※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外(R3.10~)

水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域(災害レッドゾーンの1つ)制度を創設(R3.11~)
住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入
- 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(R4年度~)

水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進
一居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用(R3.11~)
※防災集団移転促進事業
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、補助対象経費の約94%を国が負担(地方財政措置含む)
- 一個別住宅を対象とした移転を支援(R4年度~)
- 一防災指針への位置づけにより居住誘導区域への移転支援を強化(R5年度~)

居住を避ける取組

開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考)災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域(R3.11施行)
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

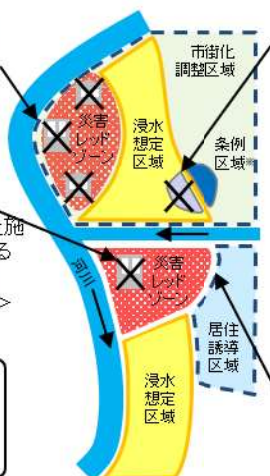
- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4~)
- ※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域(土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
- ・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外



居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置(特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
- 一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
- 一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・居室の床面の高さが基準水位以上
・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅等を追加
<R4年度予算より>

被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加
<R3年度予算より>
- 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進
<R5年度予算より>

(がけ地近接等危険住宅移転事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加
<R4年度予算より>
- 除却等費に係る補助限度額を拡充
<R5年度予算より>

(都市構造再編集中支援事業)

- 居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化
<R5年度予算より>
※防災指針に即した災害リスクの高い地域



流域水害対策計画に定める事項の記載内容

13. 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置

- 想定最大規模降雨による浸水想定区域に基づくハザードマップの作成及び活用、防災教育・広報等のソフト対策について定める。
- 基本的に、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の取組内容や立地適正化計画の防災指針に位置付けられる取組等、関連する既定の計画等に位置付けている事項と整合するよう定める。

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-44

- ソフト対策として、あらゆる関係者のリスクコミュニケーションの充実を図る取り組み、流域で行われている大規模氾濫に関する減災対策、洪水時及び発生時の情報収集・伝達、などについて記載します。

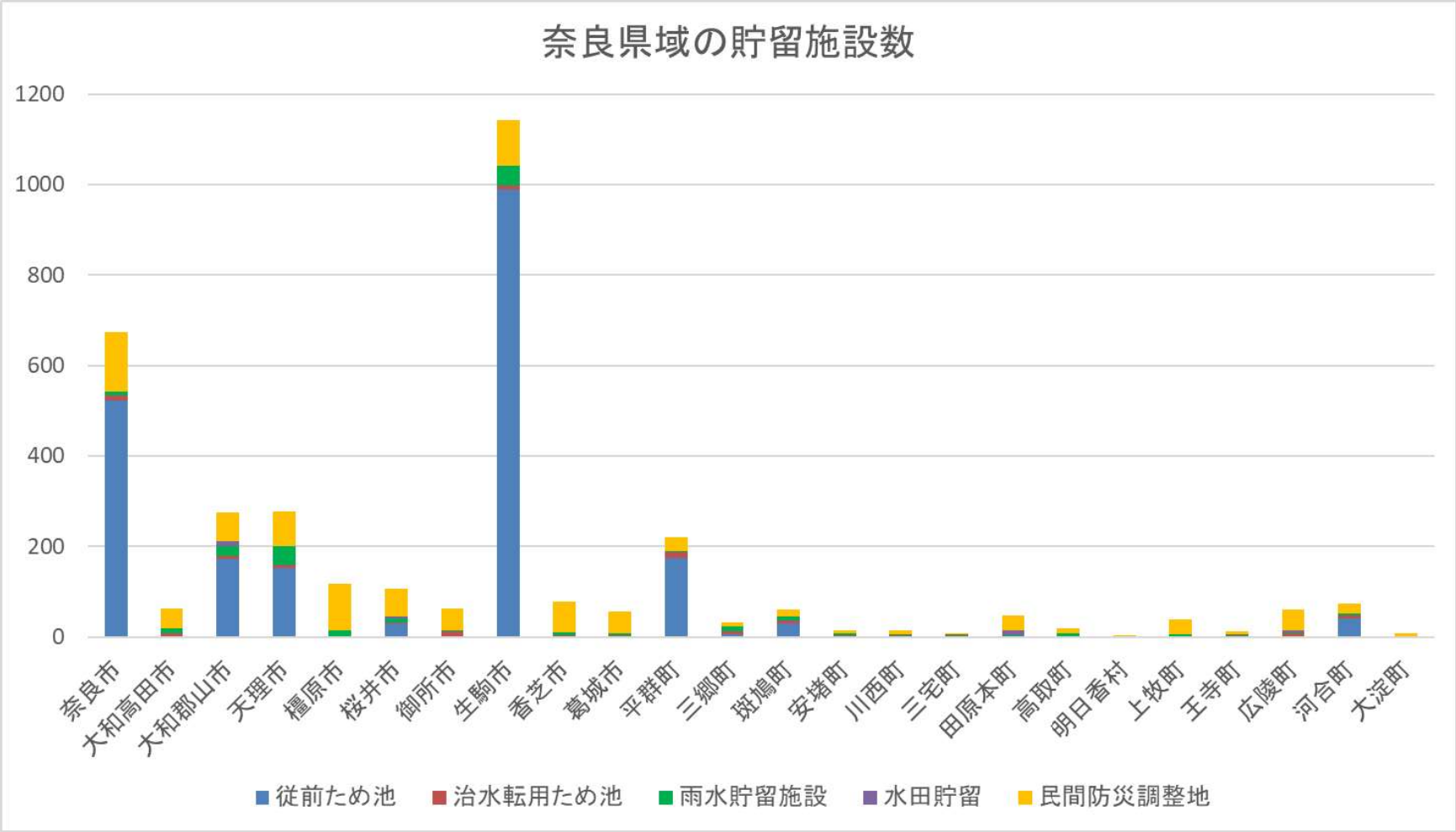
14. その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

- 1から13に基づく対策の効果のモニタリング、計画の見直しへの反映のための計画管理に関する事項等の浸水被害の防止又は軽減のために必要な対策に関する事項を定める。

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）P4-44,45

- その他の対策として、既存ダムの洪水調節機能強化、計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応について記載します。
- モニタリングとして、流域水害対策計画の計画管理について記載します。

奈良県の貯留施設数



広陵町 ため池の保全
(従前ため池)



大和郡山市 ため池の治水転用
(治水転用ため池)



生駒市 学校校庭貯留
(雨水貯留施設)



田原本町 水田貯留のオリフィス設置
(水田貯留)

蛙股池

ため池の治水利用

ため池の治水利用
No.4



蛙股池は治水利用されているため池で、池からの雨水の流出を抑えています。
池は日本で現在残っている一番古いため池とも言われています。

水上池

従前ため池



水上池は、農業用のため池です。治水利用はされていませんが、ある程度雨水を貯めて池からの流出を抑える効果があります。複数の古墳に囲まれ、奈良県の景観資産にも登録されています。

大和川では、こんなに雨を貯めています。 大和川流域雨水貯留施設マップ

従前ため池 **3613** 箇所
水田貯留 **30** 箇所
防災調整池 **1002** 箇所

ため池の治水利用 **170** 箇所
雨水貯留浸透施設 **261** 箇所

令和5年(2023年)3月時点

近畿大学奈良キャンパス 防災調整池



近畿大学奈良キャンパス(農学部キャンパス)では、防災調整池が設置され敷地内からの雨水の流出を抑えています。

鰻堀池

ため池の治水利用



鴻ノ池

ため池の治水利用



鴻ノ池は治水利用されているため池で、池からの雨水の流出を抑えています。
池は奈良市の陸上競技場や体育館に隣接しており、周囲は遊歩道が整備されています。
また、池のほとりにはコーヒースタンプがあり、コーヒースタンプに鴻ノ池の景色を楽しむことができます。

荒池

ため池の治水利用



荒池は治水利用されているため池で、池からの雨水の流出を抑えています。
池は奈良県庁近くの荒池公園にあります。

イオンモール大和郡山

防災調整池



イオン大和郡山ショッピングセンターには、地下に防災調整池が設置され敷地内からの雨水の流出を抑えています。

錢堀池は治水利用されているため池で、池からの雨水の流出を抑えています。
池は大和郡山市の城址公園に接しています。

斑鳩ため池

従前ため池



斑鳩ため池は農業用のため池で、治水利用はされていませんが、ある程度雨水を貯めて池からの流出を抑える効果があります。
法隆寺など歴史的な建造物に隣接し、ため池百選にも選定されています。

御所市民運動公園

雨水貯留浸透施設



グラウンドに降った雨水を一時的に貯めて、グラウンドからの雨水の流出を抑えています。

奈良ロイヤルゴルフクラブ

防災調整池



奈良ロイヤルゴルフクラブは、昭和62年に開場された大淀町のゴルフ場で、防災調整池が設置され敷地内からの雨水の流出を抑えています。

二階堂高等学校

雨水貯留浸透施設



グラウンドの排水路
この先の排水路で
流出を抑えている

高校の敷地内に降った雨水をグラウンドに一時的に貯めて、学校からの雨水の流出を抑えています。

倉橋ため池

全県最
RANKING
No.1

ため池の治水利用



倉橋ため池は治水利用されているため池で、池からの雨水の流出を抑えています。
奈良県下で最大のため池であり、防災ダムとしての機能も併せ持っています。

田原本町 田んぼダム

水田貯留

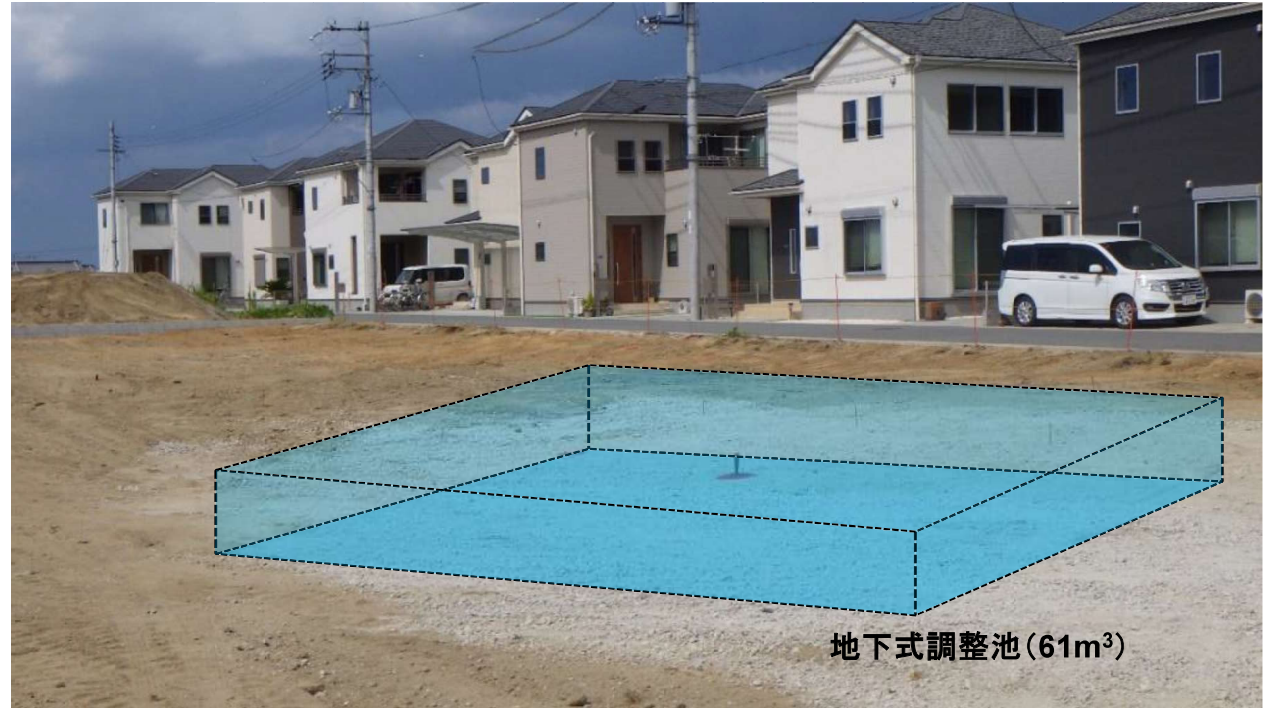


田んぼの排水口に調整板を設定して、田んぼからの雨水の流出を抑えています。

- 凡例
- 特定都市河川流域界
 - 市町村界
 - 従前ため池
 - 治水転用ため池
 - 水田貯留
 - 雨水貯留浸透施設
 - 防災調整池

大和川流域における開発事例と調整池整備

R4年度宅地開発（約2600m²の開発）【住宅敷地+道路】



R5年度 コンビニ開発地における調整池整備（約1700m²の開発）



大和中央道整備に伴う調整池（約3600m²の開発）【道路】